

# 環境まちづくり委員会

令和7年3月7日

## 1 議案審査

- (1) 議案第 20 号 千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

【資料】

## 2 報告事項

- (1) 環境配慮行動宣言制度および千代田エコシステム推進協議会の見直し案について

【資料】

- (2) 千代田区公園づくり基本方針（素案）について

【資料】

- (3) 建築物省エネ法、建築基準法の改正について

【資料】

- (4) 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見公募の結果について

【資料】

- (5) 九段南一丁目地区のまちづくりについて

【資料】

## 3 その他

## 千代田区道路占用料等徴収条例等の一部改正について

### 1 概要

- (1) 令和6年度の固定資産税の評価替え(3年ごと)に伴い、道路占用料等を改定する。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)の一部改正が行われ、新たに条文が追加された。このため、この条文を準用している「千代田区都市公園条例」に条ずれが生じることから、条例の一部改定をする。

### 2 改定する関係条例

- (1) に該当する条例
  - a. 千代田区道路占用料等徴収条例(道路占用料)
  - b. 千代田区公共溝渠管理条例(公共溝渠使用料)
  - c. 千代田区都市公園条例(公園使用料、緑地使用料)
- (2) に該当する条例
  - c. 千代田区都市公園条例

### 3 改正の内容

- (1) に関する改正内容
  - a. 道路占用料等徴収条例別表の「占用料」を改定する。
  - b. 公共溝渠管理条例第9条の「月額」を改定する。
  - c. 都市公園条例別表第2及び別表第3の「金額」を改定する。

#### ◇道路占用料等の計算の原則

$$\text{道路占用料} = \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{占用面積} \times \text{修正率}$$

道路価格：固定資産税評価額を基に設定する。

使用料率：定率物件(地下街、高架下建築物等)年2.4%

定額物件(電柱、管類、突出し看板等)年3.4%

修正率：地上 1、上空 5/10、地下 3/10

#### ◇現行占用料からの激変緩和

「前年度の占用料に1.1倍を乗じて得た額を当該占用料額とする。」(国通達)とされていることから、現行占用料の1.2倍を上限に改定を行う。

$$\text{【1年目】 } 1 \times 1.1 = 1.1 \cdots \text{①}$$

$$\text{【2年目】 } 1.1 \times 1.1 = 1.21 \cdots \text{②}$$

$$\text{【3年目】 } 1.21 \times 1.1 = 1.331 \cdots \text{③}$$

上限倍率

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \div 3 = 1.2$$

(2) に関する改正内容

施行令第 15 条に「劇場等の客席」が追加されることにより、本件に関する条文が施行令第 21 条第 2 項第 1 号から第 22 条第 2 項第 1 号となることから、本条文を準用している「千代田区都市公園条例」及び「千代田区都市公園における移動等円滑化の基準に関する規則」の記載内容を変更する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 改定日（予定）

(1) 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 令和 7 年 6 月 1 日

【参考】令和 7 年度歳入見込額

(単位：千円)

	令和 7 年度 (見込額)	令和 6 年度 (予算額)	増 (△) 減額
道路占用料	7,294,000	6,360,000	934,000
公共溝渠使用料	11,700	9,800	1,900
公園使用料 (外濠公園、偕香苑除く)	84,000	80,000	4,000
緑地使用料	27,000	27,000	増減なし

## 道路・公園の占用（使用）に関する資料

## ◆道路の占用物件

対 象	主な占用物件
インフラ事業者	電柱、電話柱、電線
	上下水道管、ガス管
	鉄道施設
一般事業者	足場、仮囲い
一般事業者 区 民 等	看板類（壁面看板・袖看板等）
	日よけ

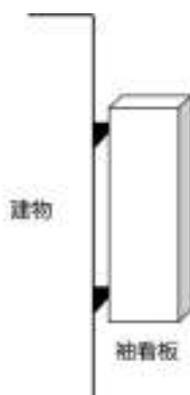
## ◆道路占用料の推移

占用料 改定年度	決算額 (単位：千円)	差 額 (単位：千円)	増減率 (単位：%)
16年度	1,415,434	244,511	+17.2
18年度	1,659,945	176,583	+10.6
20年度	1,836,528	340,704	+18.5
22年度	2,177,232	648,851	+29.8
25年度	2,826,083	876,552	+31.0
28年度	3,702,635	1,157,647	+31.2
31年度	4,860,282	1,500,077	+30.8
4年度	6,360,359	933,641	+14.6
7年度 <見込み>	7,294,000		

◆袖看板の道路占用料の推移

年度	占用料 (単位：円)	許可件数 (単位：件)	占用料単価 (単位：円/㎡)	減免単価
21年度	20,354,740	451	51,260	5,760
22年度	22,378,390	462	60,040	
25年度	22,199,986	430	60,040	
28年度	22,047,872	394	60,040	
31年度	20,416,070	358	60,040	
4年度	21,568,344	370	79,850	

袖看板の占用料



【減免措置】

- ①表示面積から2㎡控除
- ②単価を5,760円とする\*  
※千代田区道路占用料徴収事務処理要綱により単価の上限を設けている
- ③両面表示の場合、裏面の面積を5割減で計上

◆公園使用料の減免措置

千代田区都市公園条例施行規則第 12 条第 1 項に基づき、以下の場合に減免することができる。

1	永久保存を適当とする事績又は顕著な功績のあったものを記念する碑、形像等の建設又は樹木の植栽を目的として使用し、又は占用するとき。
2	区、国又は他の地方公共団体が直接公益のために使用し、又は占用するとき。
3	町会、商店会、商店街振興組合若しくは区と協定を締結しているエリアマネジメント団体が主催し、地域活性化に資する目的で催事を実施するとき。
4	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定められた自衛消防訓練を実施するとき。ただし、自衛消防訓練通知書を消防署へ提出した場合に限る。

< R 5 年度実績 >

公園・児童遊園	
減免あり	減免無し
99 件	56 件
<内訳> ・ 2号該当 <u>61</u> 件 東京都、千代田区 ・ 3号該当 <u>21</u> 件 町会、エリアマネジメント団体 ・ 4号該当 <u>17</u> 件 企業、学校	<内訳> ・ 撮影、ロケーション <u>28</u> 件 ・ インフラ物件 <u>22</u> 件 ・ その他 <u>6</u> 件

## バリアフリー法施行令の一部改正について

## ○車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法施行令の一部改正（条文新設）により、劇場等の車椅子使用者用客席の設置数について、客席の総数に対する割合で定めるよう見直し

現 行	見直し案
・ 基準なし	・ 400 席以下の場合、2 席以上を設ける。 ・ 401 席以上の場合、0.5%以上を設ける。 ※構造に係る基準（幅 90cm 以上、奥行 135cm 以上等）も定める。

## （劇場等の客席）

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ（新設）、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合
- 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数の二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

## 新旧対照表

千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

○千代田区道路占用料等徴収条例（第1条による改正）

新（改正後）				旧（現行）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本に つき1 年	29,70 0円	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本に つき1 年	24,83 0円
	第2種電柱		46,10 0円		第2種電柱		38,82 0円
	第3種電柱		62,20 0円		第3種電柱		52,70 0円
	第1種電話柱		18,90 0円		第1種電話柱		15,77 0円
	第2種電話柱		30,60 0円		第2種電話柱		25,53 0円
	第3種電話柱		42,30 0円		第3種電話柱		35,29 0円
	その他の柱類		2,320 円		その他の柱類		1,940 円
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1 メー トルに つき1 年	260円	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1 メー トルに つき1 年	230円	
	地下電線その他 地下に設ける線 類		130円	地下電線その他 地下に設ける線 類		110円	
	路上に設ける変 圧器	1個に つき1 年	24,80 0円	路上に設ける変 圧器	1個に つき1 年	20,70 0円	
地下に設ける変 圧器	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	15,60 0円	地下に設ける変 圧器	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	13,00 0円		
変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個に つき1 年	48,50 0円	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個に つき1 年	40,47 0円		
広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	85,00 0円	広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	79,85 0円		
その他のもの	占用面 積1平	43,60 0円	その他のもの	占用面 積1平	36,36 0円		

			方メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>550円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの			<u>970円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>1,470円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>2,290円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>3,090円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>4,800円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>6,400円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>11,000円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>15,900円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>31,900円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		<u>34,700円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		<u>42,800円</u>
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルに	Aに0.004を乗じて

			方メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>460円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの			<u>810円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>1,230円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>1,910円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>2,580円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>4,000円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>5,340円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>9,230円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>13,270円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>26,600円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		<u>28,950円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		<u>35,680円</u>
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルに	Aに0.004を乗じて

げる施設			つき1年	得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>42,50</u> <u>0円</u>
	地下に設ける通路			<u>25,50</u> <u>0円</u>
	その他のもの			<u>26,90</u> <u>0円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>850円</u>
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>85,00</u> <u>0円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>85,00</u> <u>0円</u>
	標識	1本につき1年		<u>39,10</u> <u>0円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	<u>850円</u>

げる施設			つき1年	得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>39,92</u> <u>0円</u>
	地下に設ける通路			<u>23,95</u> <u>0円</u>
	その他のもの			<u>24,83</u> <u>0円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		<u>770円</u>
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>79,85</u> <u>0円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>79,85</u> <u>0円</u>
	標識	1本につき1年		<u>32,66</u> <u>0円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	<u>770円</u>

		その他のもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>85,00</u> <u>0円</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>850,7</u> <u>00円</u>
		その他のもの		<u>425,3</u> <u>00円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>42,00</u> <u>0円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料	危険防止施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>67,50</u> <u>0円</u>
				<u>21,30</u> <u>0円</u>
	詰所		<u>85,00</u> <u>0円</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>46,80</u> <u>0円</u>

		その他のもの	占有面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>79,85</u> <u>0円</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>798,6</u> <u>30円</u>
		その他のもの		<u>399,3</u> <u>10円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>35,07</u> <u>0円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料	危険防止施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>56,31</u> <u>0円</u>
				<u>17,76</u> <u>0円</u>
	詰所		<u>78,39</u> <u>0円</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>39,00</u> <u>0円</u>

○千代田区公共溝渠管理条例（第2条による改正）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（使用料の額及び算定方法）</p> <p>第9条 使用料は、使用面積により1平方メートルにつき、月額<u>1,434円</u>とし、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 使用料の算定の基礎となる使用面積で、1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げるものとする。</p> <p>3 使用料の1件の総額が10円未満のものは、10円に切り上げるものとする。</p>	<p>（使用料の額及び算定方法）</p> <p>第9条 使用料は、使用面積により1平方メートルにつき、月額<u>1,195円</u>とし、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。</p> <p>2 使用料の算定の基礎となる使用面積で、1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げるものとする。</p> <p>3 使用料の1件の総額が10円未満のものは、10円に切り上げるものとする。</p>

○千代田区都市公園条例（第3条による改正）

新（改正後）	旧（現行）																																																		
<p>第3条の8（現行に同じ）</p> <p>2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。</p> <p>3から5まで（現行に同じ）</p> <p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">土地の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>地上</th> <th>地下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1平方メートル・1月</td> <td style="text-align: center;"><u>11,130円</u></td> <td>左記金額の3分の2の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記</p> <p>1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。</p> <p>2 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。</p> <p>別表第3</p> <p style="text-align: center;">公園の占用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱本柱・支線又は支線柱</td> <td>1本・1月</td> <td style="text-align: center;"><u>4,570円</u></td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>同・同</td> <td style="text-align: center;"><u>3,150円</u></td> </tr> <tr> <td>水道管</td> <td>外径40センチメートル未満のもの</td> <td>1メートル・同 470円</td> </tr> <tr> <td>下水管</td> <td>外径40センチ</td> <td>同・同 1,180円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額		地上	地下	土地	1平方メートル・1月	<u>11,130円</u>	左記金額の3分の2の額	種別	単位	金額	電柱本柱・支線又は支線柱	1本・1月	<u>4,570円</u>	標識	同・同	<u>3,150円</u>	水道管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル・同 470円	下水管	外径40センチ	同・同 1,180円	<p>第3条の8（略）</p> <p>2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>別表第2</p> <p style="text-align: center;">土地の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>地上</th> <th>地下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1平方メートル・1月</td> <td style="text-align: center;"><u>11,190円</u></td> <td>上記金額の3分の2の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記</p> <p>1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。</p> <p>2 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。</p> <p>別表第3</p> <p style="text-align: center;">公園の占用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱本柱・支線又は支線柱</td> <td>1本・1月</td> <td style="text-align: center;"><u>4,560円</u></td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>同・同</td> <td style="text-align: center;"><u>3,140円</u></td> </tr> <tr> <td>水道管</td> <td>外径40センチメートル未満のもの</td> <td>1メートル・同 470円</td> </tr> <tr> <td>下水管</td> <td>外径40センチ</td> <td>同・同 1,180円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額		地上	地下	土地	1平方メートル・1月	<u>11,190円</u>	上記金額の3分の2の額	種別	単位	金額	電柱本柱・支線又は支線柱	1本・1月	<u>4,560円</u>	標識	同・同	<u>3,140円</u>	水道管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル・同 470円	下水管	外径40センチ	同・同 1,180円
種別			単位	金額																																															
	地上	地下																																																	
土地	1平方メートル・1月	<u>11,130円</u>	左記金額の3分の2の額																																																
種別	単位	金額																																																	
電柱本柱・支線又は支線柱	1本・1月	<u>4,570円</u>																																																	
標識	同・同	<u>3,150円</u>																																																	
水道管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル・同 470円																																																	
下水管	外径40センチ	同・同 1,180円																																																	
種別	単位	金額																																																	
		地上	地下																																																
土地	1平方メートル・1月	<u>11,190円</u>	上記金額の3分の2の額																																																
種別	単位	金額																																																	
電柱本柱・支線又は支線柱	1本・1月	<u>4,560円</u>																																																	
標識	同・同	<u>3,140円</u>																																																	
水道管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル・同 470円																																																	
下水管	外径40センチ	同・同 1,180円																																																	

	メートル以上 1メートル未 満のもの			円
ガス管	外径1メート ル以上のもの	同・同		2,360 円
電線	電線	同・同		<u>390円</u>
	地下電 線	外径40 センチ メートル未 満のもの	同・同	470円
		外径40 センチ メートル以 上1メー トル未 満のも の	同・同	1,180 円
		外径1 メート ル以上 のもの	同・同	2,360 円
鉄塔		1平方 メート ル・同		<u>3,940 円</u>
変圧塔・マンホール の類		1か 所・同		<u>3,940 円</u>
郵便差出箱又は信書 便差出箱		同・同		1,570 円
公衆電話所		同・同		<u>3,940 円</u>
地下の占用物件		1平方 メート ル・同	地上露 出部分	<u>1,990 円</u>
			地下部 分	<u>1,180 円</u>
高架の占用物件		同・同		<u>1,410 円</u>
天体・気象又は土地 の観測施設		同・同		<u>2,200 円</u>
写真撮影のための常 時占用		撮影機 1台・ 同		<u>31,440 円</u>
写真撮影のための臨 時的占用		1時間		<u>5,560 円</u>
ロケーション		同		<u>49,120 円</u>
その他	競技会・集会	1平方		<u>100円</u>

	メートル以上 1メートル未 満のもの			円
ガス管	外径1メート ル以上のもの	同・同		2,360 円
電線	電線	同・同		<u>380円</u>
	地下電 線	外径40 センチ メートル未 満のもの	同・同	470円
		外径40 センチ メートル以 上1メー トル未 満のも の	同・同	1,180 円
		外径1 メート ル以上 のもの	同・同	2,360 円
鉄塔		1平方 メート ル・同		<u>3,930 円</u>
変圧塔・マンホール の類		1か 所・同		<u>3,930 円</u>
郵便差出箱又は信書 便差出箱		同・同		1,570 円
公衆電話所		同・同		<u>3,930 円</u>
地下の占用物件		1平方 メート ル・同	地上露 出部分	<u>1,660 円</u>
			地下部 分	<u>1,140 円</u>
高架の占用物件		同・同		<u>1,180 円</u>
天体・気象又は土地 の観測施設		同・同		<u>1,840 円</u>
写真撮影のための常 時占用		撮影機 1台・ 同		<u>29,390 円</u>
写真撮影のための臨 時的占用		1時間		<u>5,420 円</u>
ロケーション		同		<u>44,080 円</u>
その他	競技会・集会	1平方		<u>90円</u>

の占用		メートル・1日	
	前記以外の場合	同・同	130円

の占用		メートル・1日	
	前記以外の場合	同・同	130円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条中千代田区都市公園条例第3条の8の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の千代田区道路占用料等徴収条例別表、第2条の規定による改正後の千代田区公共溝渠管理条例第9条第1項並びに第3条の規定による改正後の千代田区都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の占用及び使用（以下「占用等」という。）に係る占用料及び使用料（以下「占用料等」という。）について適用し、同日前までの占用等に係る占用料等については、なお従前の例による。

## 環境配慮行動宣言制度および 千代田エコシステム推進協議会の見直し案について

### 1. 概要

区では、2050年ゼロカーボン／ゼロ・ウェイストおよび2030年ネイチャーポジティブを目指し、地球温暖化対策、循環型社会の実現、生物多様性の保全を推進している。それら目標達成のためには、区民や在勤、在学者および事業者等の環境問題への意識を高め、環境に配慮した行動変容を促す必要がある。

そこで、区の個人（在住・在勤・在学者）向け、事業者向けにそれぞれ宣言制度を構築し、個人に対してはエシカル消費等の推進、事業者に対しては環境に配慮した事業活動及び環境マネジメントシステムへの参加を働きかけるなどの普及啓発活動を、一般社団法人千代田エコシステム推進協議会（CES 推進協議会）と共同して令和7年度から実施する。

### 2. 環境行動宣言の内容

#### ① 個人向け宣言

- 宣言内容（別紙）
- ポータル上で宣言を登録
- 登録特典：
  - ・省エネ補助金等助成制度に申し込み可能となる。
  - ・メルマガの定期的配布
  - ・区等のイベント（高山市森林体験ツアー、自然観察会等）への優先参加権
  - ・ロゴマークの使用

#### ② 事業者向け宣言

- 宣言内容（別紙）
- ホームページ上で宣言を登録
- 登録特典：
  - ・ホームページへの宣言事業者のリスト掲載
  - ・省エネ補助金等助成制度に申し込み可能となる。
  - ・メルマガの定期的配布
  - ・宣言書の発行、ロゴマークの使用

### 3. 千代田エコシステム協議会の見直し案

#### ① これまでの経緯

千代田エコシステム（CES）推進協議会は、平成20年の設立から16年が経過した。これまで区独自の環境マネジメントシステムを運営し、一定の役割を果たしてきたものの、時代の変遷に合わせた改革の必要性の高まりを背景として、区の環境施策との連携強化などを目的として、CES推進協議会の見直しを進めてきた。

見直しにあたってはCES推進協議会の下に検討会を設置し、事業内容および体制等について見直し案を作成した。今後、CES推進協議会の総会に付議する予定。

#### ② 課題

- ・ 区の環境施策と連携した事業展開が求められている。
- ・ 環境関係の取組みを推進する企業・団体などの会員増加、参画の拡大、マッチング機能の強化が求められている。
- ・ 環境マネジメントシステムであるCESが普及できていない（実施事業所数：8件）。

#### ③ 見直し案

- ・ 区の重要施策であるEサイクルちよだ等再エネ電気への切り替えや各種助成制度の活用を図るために、その認知度を上げ、行動につなげることを目的とし、当該宣言制度の普及啓発を主たる業務とする。
- ・ 会員の目的を、当該宣言制度及び千代田エコシステムの普及のために活動することと再定義し、その目的に賛同した企業・教育機関・団体を会員とする。また、個人会員は賛助会員とする。
- ・ CESはオフィス・店舗に特化した低コストの環境マネジメントシステムとして意義があるため存続する。

### 4. 今後のスケジュール案

令和7年3月下旬 CES総会で見直し案決定

春 個人向け宣言の開始

夏 事業者向け宣言の開始

(別紙)

### <個人向け宣言の内容>

以下の行動の中から選択した項目（7つ以上）について、自主的かつ積極的に行うことを宣言する。

1. 電気を再生可能エネルギー由来のものに切り替えます。
2. 二重窓などの断熱改修、屋根置き太陽光発電設置や照明のLED化を検討・実施します。
3. エシカル消費（環境・人・社会に配慮した製品・サービスを消費すること）を行います。
4. 物を大切に使い、ごみを減らし、分別を徹底します。生ごみは極力減らし、水切りをします。
5. 食品ロスを極力なくします（食べ残しをしない：飲食店での食べ残しはmottECOで持ち帰る、残すほど買わない、賞味期限に近いものを買う：手前どり等）。
6. 使い捨てプラスチックは使わず、マイバッグ・マイボトルを携帯します。
7. 衣服は廃棄せず、リサイクル・リユースを行います。
8. 徒歩や自転車、公共交通機関を優先的に利用します。運転時はエコドライブします。
9. テレワークやオンライン会議などを活用し、移動に伴う時間やエネルギーを効率化します。
10. クールビズ・ウォームビズを実践します。
11. 紙使用を控え、ペーパーレス化します。
12. 自然ふれあいイベントに参加し、自然を守ることにつながる上記行動を実施します。
13. この取組みを他の区民、在勤・在学者にも勧めます。

### <事業者向け宣言の内容>

以下の行動の中から選択した項目（9つ以上）について、自主的かつ積極的に行うことを宣言する。

1～12は個人向け宣言と共通

13. 省エネ診断を受診し、省エネ設備・高効率機器を導入します。
14. エネルギー消費量を記録し、CO2排出量を把握します。
15. 千代田エコシステム、ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムに参加します。
16. ヒートアイランド対策にもなる、緑化やレインガーデンの設置に努めます。
17. この取組みを他の区内事業者にも勧めます。

## 千代田区公園づくり基本方針（素案）について

### 1. 意見公募（パブリックコメント）の状況

募集期間：令和6年12月5日（木）～令和6年12月20日（金）

意見者数：44名（在住者：38名、事業者：5名、その他：1名）

意見数：106件

### 2. 主な意見の概要

#### ○本編に関するご意見

- ・P6 この方針が目指す目標水準、指標を記載した方がよい。  
⇒区民世論調査を活用して設定した。（5年後60%、10年後80%）
- ・P6 公園設置管理制度（Park-PFI）に関する文面が理解しにくい。  
⇒民間活力の導入やPark-PFIに関する文面については削除し、参画と協働に関して加える。
- ・P60 「機能特化型の整備」にボール遊び場が含まれているのか不明である。  
⇒整備内容に含まれているため、「ボールあそび場」と追記する。
- ・P66 公園整備の標準スケジュールを記載した方がよい。  
⇒標準スケジュールを作成する。
- ・P66 PDCAサイクルの評価、改善時期を分かりやすく示した方がよい。  
⇒5年ごとに評価、10年後に中間見直し、20年後に改定とする。

#### ○その他のご意見

- ・『公園づくり基本方針』の概要版があるとよい。
- ・『公園づくり基本方針』のこども用があるとよい。
- ・区内に住むすべての子供達が、安心してのびのびと遊べることを第一優先とした公園にしてほしい。
- ・大人のためのスペース（公開空地や様々な店）や移動手段は充分あるため、子どもたちが満足する公園づくりを進めてほしい。
- ・ボール遊び場を整備してほしい。（ソフトだけでなく、ハードも必要）
- ・遊具の数や種類を拡充してほしい。
- ・インクルーシブ遊具の導入を推進してほしい。
- ・障害を持った子も一緒に遊べる空間を整備してほしい。
- ・遊具だけでなく、落ち葉や枯れ枝が遊び道具になるような場を整備してほしい。  
（子どもが入り込む前提での植え込み整備もあると良い）
- ・防犯カメラを設置してほしい。
- ・夏休みの花火利用を毎年継続してほしい。
- ・花火時に警備員（もしくは見守り）がいると安心して利用できる。
- ・子どもの成長する時間軸を意識した工事スケジュールで進めてほしい。
- ・公園までのアクセスを確保してほしい。（歩道が狭い）
- ・錦華公園にゴミ箱を設置してほしい。
- ・西神田公園の遊具を新しくしてほしい。
- ・東郷元帥記念公園の工事完成を待っている。

#### ○感想など

- ・これからの公園のあり方について、様々な利用者の立場や意見を取り入れながら、多様に模索している方針だと感じた。
- ・この方針は、伝統行事、インクルーシブ、SDGs、環境対策など子どもが学校で学んでいる内容など、千代田区の事情を踏まえて良く練られている。
- ・区内全体で機能分担することは妥当。
- ・錦華公園のインクルーシブ遊具がお気に入り、何度も使っている。
- ・花火をして楽しかった。
- ・公園でやれることが増えて良い。(花火、ボール遊び)
- ・今後に期待のできる方針となっている。

### 3. 環境まちづくり委員会での指摘事項等について

- ・P5 方針の位置付けに関する体系図を分かりやすくした方がよい。
- ・P6 都市マスタープランに記載された QOL 向上についても関連した方がよい。
- ・P6 目指す方向性について区が取組む内容に沿って記載があるとわかりやすい。
- ・P6 計画なので、目標水準、指標についても言及した方がよい。
- ・P20 学校と公園の連続性についても重視することが重要である。  
⇒関連で P21、P46 を修正
- ・P41 公園での緑に関する取扱いも重要である。
- ・P59 和泉公園の整備に関し、現在の進捗にあわせた内容にした方がよい。
- ・P66 公園整備の標準スケジュールを記載した方がよい。
- ・P66 PDCA サイクルの評価・改善時期が分かりやすく示した方がよい。

### 4. 今後のスケジュール

令和7年3月 意見公募（パブリックコメント）の結果公表、方針改定



もっと楽しく、魅力的な公園にしていきましょう

禁止だらけの公園からみんなが思い思いに使える公園へ



神田児童公園で花火

緑蔭公園で水遊び



ここに来たらニコッとする、ホッとする、そんな公園へ

遊び、学びを通じて健やかに育つ



外濠公園でボール遊び





# 目次

## 1

### 第1章 千代田区公園づくり基本方針について 01

- 1. 方針の背景と目的 03
- 2. 方針の対象 03
- 3. 方針の位置付け 05
- 4. これまでの公園を取り巻く環境の変化 06
- 5. これからの公園行政が目指す方向性 06
- 6. 目標水準 06

## 2

### 第2章 公園の現状 09

- 1. 人口の増加と公園面積の関係 11
- 2. 緑の状況 12
- 3. 公園の整備状況 13
- 4. 公園施設の整備状況 16
- 5. 公園の機能 19
- 6. 公園の利用状況 22
- 7. 地域ごとの特徴 29
- 8. 公園をより良くするための4つの視点 30

## 3

### 第3章 公園づくりのビジョン 33

- 1. 基本的な考え方 35
- 2. 地域ごとの公園づくりの考え方 36
- 3. 基本理念 37
- 4. 方針と施策 38
- 5. 未来の公園シーン 47

## 4

### 第4章 公園づくりの進め方 49

- 1. 計画の実現に向けた手法について 51
- 2. これまでの取組み(ハード面、ソフト面) 53
- 3. 今後の取組み(ハード面、ソフト面) 58
- 4. 他事業・他区との連携 63
- 5. プロセスと進行管理 66
- 6. 公園施策の深化に向けて 67

### 巻末資料 71

- 用語解説 71
- アンケート調査結果(一部抜粋) 73



BASIC POLICY FOR CHIYODA CITY PARK DEVELOPMENT



chapter

# 1

## 第1章

### 千代田区公園づくり 基本方針について

---

1. 方針の背景と目的
2. 方針の対象
3. 方針の位置付け
4. これまでの公園を取り巻く環境の変化
5. これからの公園行政が目指す方向性
6. 目標水準

# 1 千代田区公園づくり基本方針について

## 1. 方針の背景と目的

公園は、誰もが憩える空間であり、安心して過ごせる場です。また、都市部にとって貴重なうるおいのある緑の景観、多様な生き物の生息空間を創出するとともに、災害時の避難場所、都市気象の緩和、雨水の貯留浸透、地域コミュニティの醸成など、様々な役割を果たす重要な都市インフラです。これらのことを念頭に置き、千代田区では、平成19(2007)年5月に『千代田区公園・児童遊園等整備方針』(以下、「整備方針」という。)を策定しました。

整備方針により着実に公園整備を進め、現在58箇所の都市公園・児童遊園・広場が整備され、多くの方が利用しています。

一方で、整備方針の策定後16年余が経過し、都市部の人口回復や機能更新による土地利用の変化など、公園を取り巻く環境は大きく変化しています。そこで、これらの変化を的確に捉え都市にうるおいをもたらす公園の魅力を最大限に引き出すことを目的とし、整備及び管理に関する方向性を示す『千代田区公園づくり基本方針』(以下、「本方針」という。)として名称を改め、内容を改定します。

### 【方針期間】

本方針は、令和7(2025)年から、概ね20年後を展望するものとします。

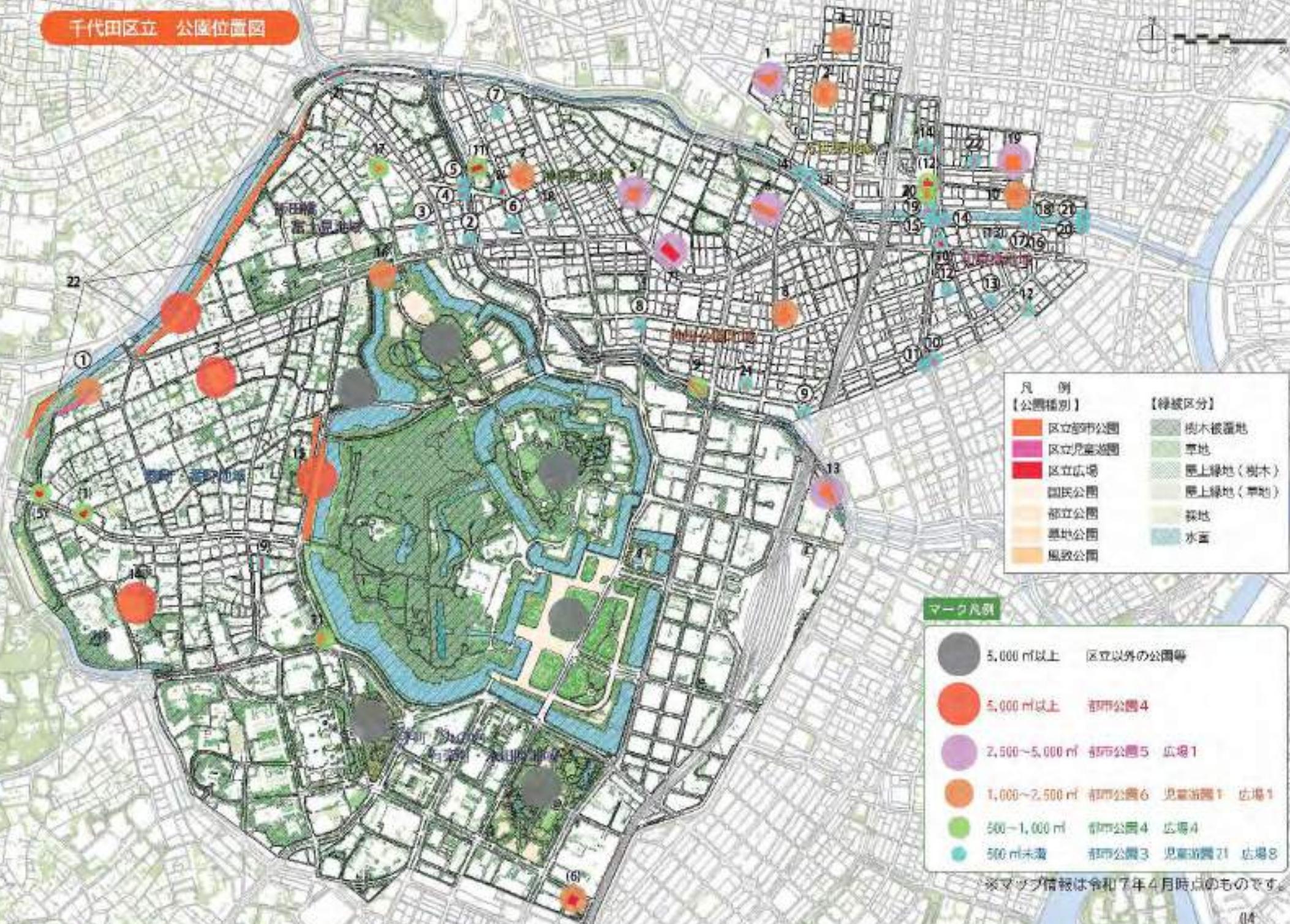
## 2. 方針の対象

本方針は、千代田区管理の都市公園・児童遊園・広場(以下、「公園」という。)を対象とします。現在は、次のページのとおり58 箇所の公園があります。なお、東京都が管理する「日比谷公園」や環境省が管理する「北の丸公園」、「皇居外苑」、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」、衆議院が管理する「国会前庭」、宮内庁が管理する「皇居東御苑」は、本方針に含んでいません。

No.	公園名	所在地	面積(㎡)
1	日比谷公園		
2	丸の内公園	丸の内二丁目 11 番 1 号	3,312.79
3	文京公園	文京区三丁目 5 番 11 号	1,896.13
4	新大塚公園	二番町 1 番 1 号	3,118.43
5	神楽坂公園	内堀通り 1 丁目 11 番 11 号	1,902.33
6	柳川公園	清洲通り 1 丁目 1 番 1 号	2,736.87
7	沼津公園	清洲通り 2 丁目 27 番	3,368.43
8	西神楽公園	西神楽二丁目 2 番 11 号	2,884.42
9	神楽坂公園	清洲通り 2 丁目 1 番 1 号	2,176.27
10	神楽坂公園	清洲通り 1 丁目 1 番 1 号	884.44
11	北の丸公園	有明区久松町 2 丁目 21 番地	1,302.31
12	北の丸公園	有明区 4 番 1 号	882.41
13	神楽坂公園	有明区 1 丁目 11 番 1 号	287.04
14	神楽坂公園	六本木二丁目 2 番 2 号	2,196.00
15	神楽坂公園	紀伊田町 1 番 1 号	36,797.77
16	千鳥ヶ淵公園	麹町一丁目 2 番地、一丁目 2 番地	35,395.68
17	丸の内公園	丸の内二丁目 2 番 11 号	2,342.51
18	皇居外苑公園	皇居一丁目 1 番 14 号	424.57
19	皇居外苑公園	皇居外苑 2 丁目 1 番 1 号	481.00
20	皇居公園	皇居外苑 1 番地 10	4,387.71
21	皇居公園	皇居外苑 1 丁目 11 番地	784.30
22	皇居公園	内堀通り 1 丁目 1 番 14 号	386.76
23	皇居公園	皇居一丁目、皇居二丁目 1 番 1 号	46,814.91
計 58 箇所			186,156.27

No.	公園名	所在地	面積(㎡)
1	日比谷公園		
2	丸の内公園	丸の内二丁目 11 番 1 号	3,312.79
3	文京公園	丸の内二丁目 5 番 11 号	1,896.13
4	新大塚公園	丸の内二丁目 11 番 1 号	3,118.43
5	神楽坂公園	丸の内二丁目 11 番 1 号	1,902.33
6	柳川公園	清洲通り 1 丁目 1 番 1 号	2,736.87
7	沼津公園	清洲通り 2 丁目 27 番	3,368.43
8	西神楽公園	西神楽二丁目 2 番 11 号	2,884.42
9	神楽坂公園	清洲通り 2 丁目 1 番 1 号	2,176.27
10	神楽坂公園	清洲通り 1 丁目 1 番 1 号	884.44
11	北の丸公園	有明区久松町 2 丁目 21 番地	1,302.31
12	北の丸公園	有明区 4 番 1 号	882.41
13	北の丸公園	有明区 1 丁目 11 番 1 号	287.04
14	北の丸公園	六本木二丁目 2 番 2 号	2,196.00
15	北の丸公園	紀伊田町 1 番 1 号	36,797.77
16	千鳥ヶ淵公園	麹町一丁目 2 番地、一丁目 2 番地	35,395.68
17	丸の内公園	丸の内二丁目 2 番 11 号	2,342.51
18	皇居外苑公園	皇居一丁目 1 番 14 号	424.57
19	皇居外苑公園	皇居外苑 2 丁目 1 番 1 号	481.00
20	皇居公園	皇居外苑 1 番地 10	4,387.71
21	皇居公園	皇居外苑 1 丁目 11 番地	784.30
22	皇居公園	内堀通り 1 丁目 1 番 14 号	386.76
23	皇居公園	皇居一丁目、皇居二丁目 1 番 1 号	46,814.91
計 58 箇所			2,638.85
計 116 箇所			2,638.85

表 千代田区立公園等一覧



凡例	
【公園種別】	【緑地区分】
区立都市公園	樹木被覆地
区立児童遊園	草地
区立広場	屋上緑地(樹木)
国民公園	屋上緑地(草地)
都立公園	裸地
墓地公園	水面
風致公園	

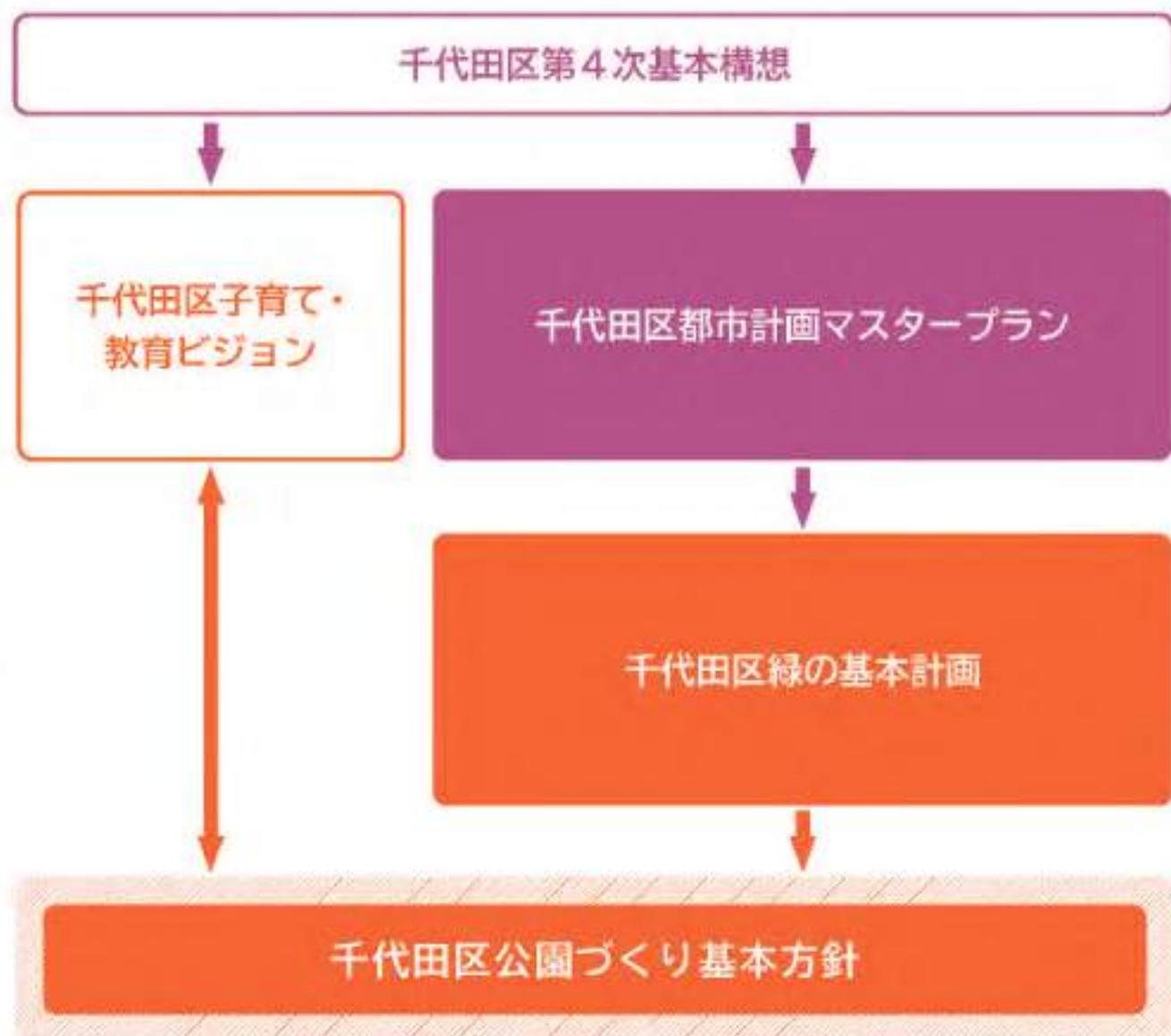
マーク凡例	
● (Grey)	5,000㎡以上 区立以外の公園等
● (Red)	5,000㎡以上 都市公園4
● (Purple)	2,500～5,000㎡ 都市公園5 広場1
● (Orange)	1,000～2,500㎡ 都市公園6 児童遊園1 広場1
● (Green)	500～1,000㎡ 都市公園4 広場4
● (Cyan)	500㎡未満 都市公園3 児童遊園2 広場8

※マップ情報は令和7年4月時点のものです。

### 3. 方針の位置付け

千代田区では、「千代田区第4次基本構想」、「千代田区都市計画マスタープラン」を上位計画とし、都市緑地法に基づく「千代田区緑の基本計画」を策定しています。これらの実現に寄与すべく、本方針を「千代田区緑の基本計画」の一部として位置付けます。

千代田区の子育て・教育分野における目指すべき基本的方向性を示す「千代田区子育て・教育ビジョン」では、「安全で安心な居場所づくり」を掲げており、子どもたちがのびのびと安全に外遊びができる居場所を整備していくこととしています。このことを踏まえ、子育て・教育分野との連携を図りながら、公園の整備を行います。



体系図（本方針と上位関連計画との関係）

## 4. これまでの公園を取り巻く環境の変化

区民人口は平成7年まで減少傾向でしたが、以降は回復傾向となりました。また、様々な都市機能の更新によって、公園を取り巻く環境は大きく変化しています。

これまで、「千代田区次世代育成支援行動計画(平成17年度)」において、安心して子育てできるまちづくりを達成する具体的な事業として、「公園・児童遊園の整備」を挙げ、「千代田区公園・児童遊園等整備方針(平成19年度)」を基に整備を進めてきました。

平成25年には、将来を担う子ども達が、外遊びを通して健やかにたくましく育つことのできる社会を築くために、「千代田区子どもの遊び場に関する基本条例」が制定されました。

現在、公園は地域住民や、特に子ども達にとっての重要な利用の場となっており、都市化のさらなる進展を受け、その役割はこれまで以上に大きなものとなっています。

このように、公園は時代の変遷とともにその役割も変化し続け、今後も地域の人々にとって大切な場所であり続けます。

## 5. これからの公園行政が目指す方向性

公園の改修や維持管理に際してはこれまでも、地域の方々との話し合いや意見交換を行いながら努めてまいりました。こうした取り組みは、地域の皆様や公園を利用する方々からの評価を得るため、さらに進めていく必要があるものと考えます。

これからは、公園の「質」(QOL)の向上を目指し、千代田区で暮らす人、働く人、訪れる人など、千代田区に関わる多様な主体と協働し、区民とともに手を携えて、公園をより魅力的な場所につくり育てていきます。

## 6. 目標水準

■区民世論調査における公園・遊び場の評価で「良い」と評価した人

現況値	5年後	10年後
35.7%	60%	80%

## コラム SDGs との関連・・・

SDGsとは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略で、地球や人々の問題を解決するための国際的な目標です。貧困の解消や、健康と教育の向上、自然との共存などを目指しています。

### 公園の役割

自然を大切にし、みんなが楽しく過ごせる場所

健康に良い遊び場

学ぶこともできる場所

公園を通じて、SDGsの大切さを伝えることができます。

**3** すべての人に  
健康と福祉を



**5** ジェンダー平等を  
実現しよう



**10** 人や国の不平等  
をなくそう



**12** つくる責任  
つかう責任



**15** 陸の豊かさも  
守ろう



## コラム カarbon・オフセット事業の取組み・・・

2022年にリニューアルした東郷元帥記念公園のウッドデッキには、岐阜県高山市の杉材を活用しています。

低炭素社会の実現を目指し、地方都市との連携によるカーボン・オフセット事業に取り組んでいます。

カーボン・オフセットとは、自分でどうしても削減できない温室効果ガス排出量を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

～整備にこめるみんなの思い～

ウッドデッキで使われている木材の裏側には、地域の方々や子ども達の思い思いの絵や言葉が描かれています。



下段広場のウッドデッキ



CURRENT SITUATION OF PARK



## 第2章 公園の現状

---

1. 人口の増加と公園面積の関係
2. 緑の状況
3. 公園の整備状況
4. 公園施設の整備状況
5. 公園の機能
6. 公園の利用状況
7. 地域ごとの特徴
8. 公園をより良くするための4つの視点

chapter

2

## 2 公園の現状

### 1. 人口の増加と公園面積の関係

#### 【人口増加】

- 千代田区の人口は、現行の整備方針が策定された平成19年は44,954人であったのに対し、令和6年時点では68,755人に達しており、約1.5倍の増加となっています。
- 千代田区の特徴的な要素は、昼間人口の多さであり、令和2年度の国勢調査結果では、昼間人口は116万9千人<sup>※</sup>にのぼります。このため、区民だけでなく、区外からの来街者の公園利用についても考慮する必要があります。(※昼間人口の数値は、国が公表した不詳補完値による。)

#### 【一人あたりの公園面積の減少】

千代田区の公園の面積(都立日比谷公園161,636.66㎡含む)を区民人口で割ると4.11㎡/人(令和6年時点)になります。

都市部である千代田区では、用地確保の課題があり公園面積を増やすことは難しく、人口が増えると、一人あたりの公園面積が減少するという関係にあるため、道路や公開空地など公共的空間を公園のように使えるようにするといった取組みが必要です。

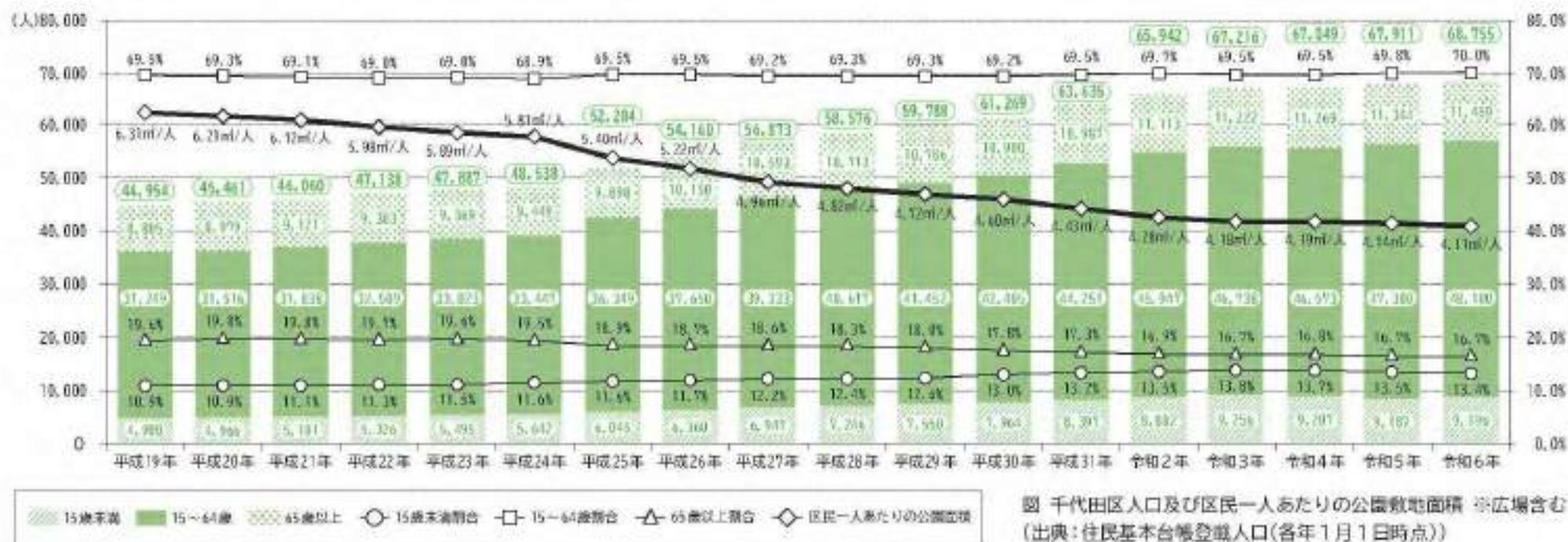


図 千代田区人口及び区民一人あたりの公園敷地面積 ※広場含む  
(出典：住民基本台帳登録人口(各年1月1日時点))

## 2. 緑の状況

千代田区の緑をみると、江戸城は皇居に受け継がれ、区の中央に位置する皇居や北の丸地区を中心とした区内最大の緑地があります。また、日比谷公園、国会議事堂前庭などにまとまった緑が分布しています。緑は生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の浸透、美しい景観の形成など多様な機能を担っています。したがって緑と都市の調和が重要です。そこで、公園づくりにおいても、周辺の緑地を含めて緑のネットワークの形成に寄与していくことが必要です。

### 特徴1 緑の分布が多い

- 麹町・番町地域
- 飯田橋・富士見地域

### 特徴2 緑の分布が少ない

- 神保町地域
- 万世橋地域
- 神田公園地域
- 和泉橋地域

### 特徴3 緑が点在

- 大手町・丸の内・有楽町・永田町地域



図 緑被区分図 (出典:千代田区緑の基本計画 令和3年7月)  
※マップ情報は令和7年4月時点のものです。

### 3. 公園の整備状況

#### (1) 公園の面積と公園施設の設置位置

公園は、現在58箇所であり、約12haの面積となっています。

このうち500㎡未満の公園は、32箇所であり、約半数が小規模公園です。

小規模公園には、遊具が少なく、ベンチと植栽が多くなっています。

また、「子どもの遊び場事業」として「ボール遊び」や「道具遊び」にも取り組んでいます。

次のページに、公園などでできることをまとめた「できることマップ」を示します。すべり台・ブランコなどの遊具の配置やドッグラン、子どもの遊び場事業の実施状況を表しています。

種別	公園数	面積(㎡)
500㎡未満	32	6,459.46
500~1,000㎡未満	8	5,819.33
1,000~2,500㎡未満	8	14,976.09
2,500~5,000㎡未満	6	19,454.72
5,000㎡以上	4	74,486.14
合計	58	121,195.74

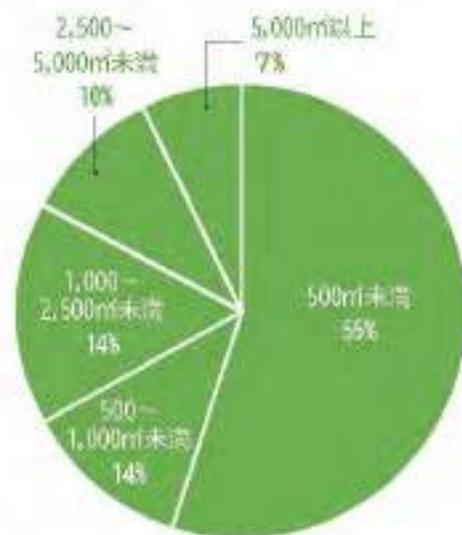


表 公園の面積

#### 子どもの遊び場事業 実施場所

外濠公園、和泉公園、芳林公園、神田児童公園、小川広場、旧今川中学校、旧永田町小学校、東京中華学校、飯田橋三丁目広場、富士見二丁目広場

#### その他の広場

Dog Garden ー飯田橋ー

#### (2) 公園の配置と利用しやすい範囲

大きな公園(2,500㎡以上)の配置は、地域間で偏りがみられます。

和泉橋地域では、小規模公園(500㎡未満)が多くなっています。(P15)

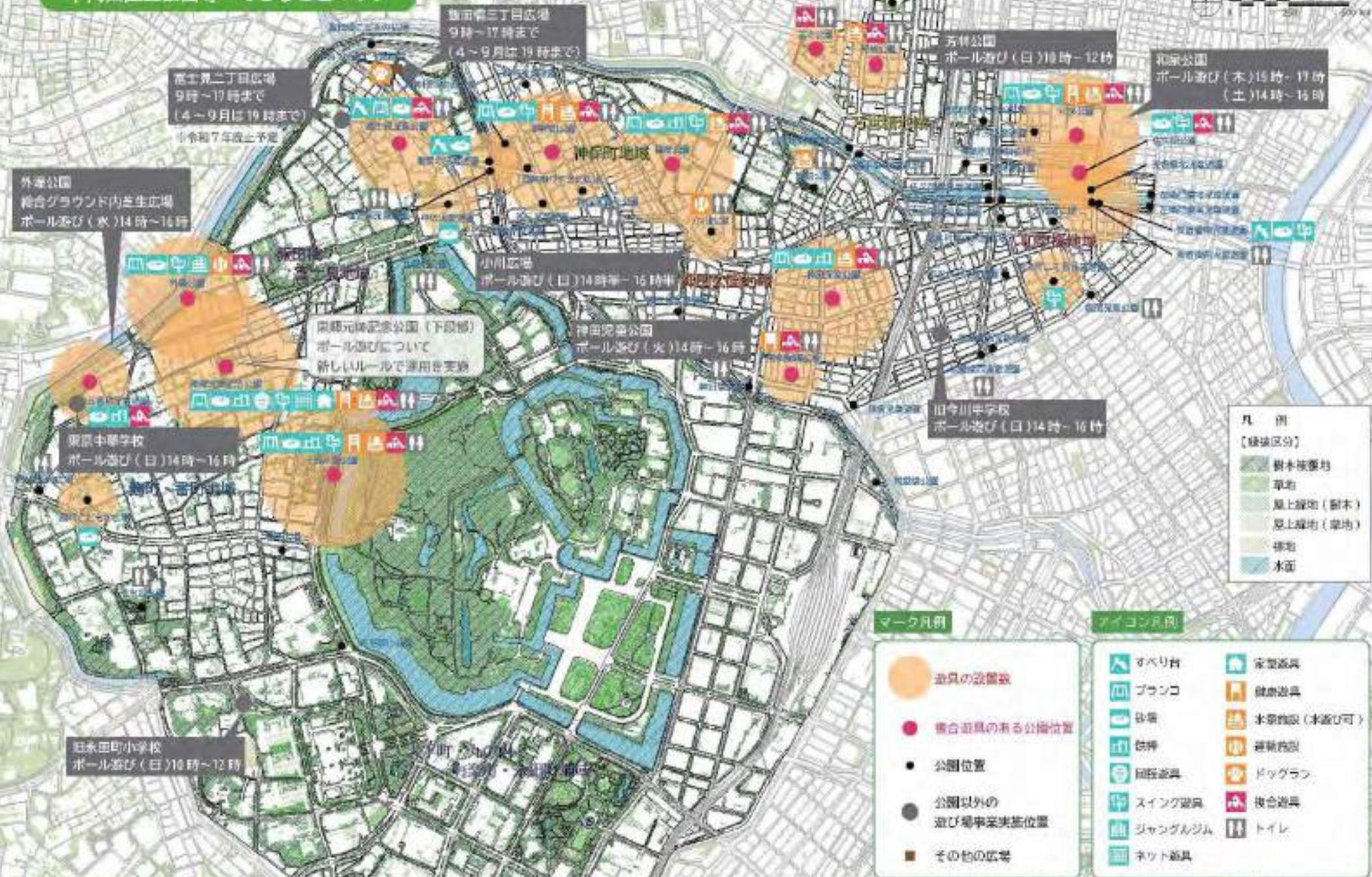
#### 子どもの遊び場事業とは

子どもの遊び場事業とは、子ども達を見守るプレーリーダーが、遊びの手伝いや道具の貸出しを行い、時間・場所を限定してボール遊びが行えるなど、自由に楽しく遊べるようにする事業です。



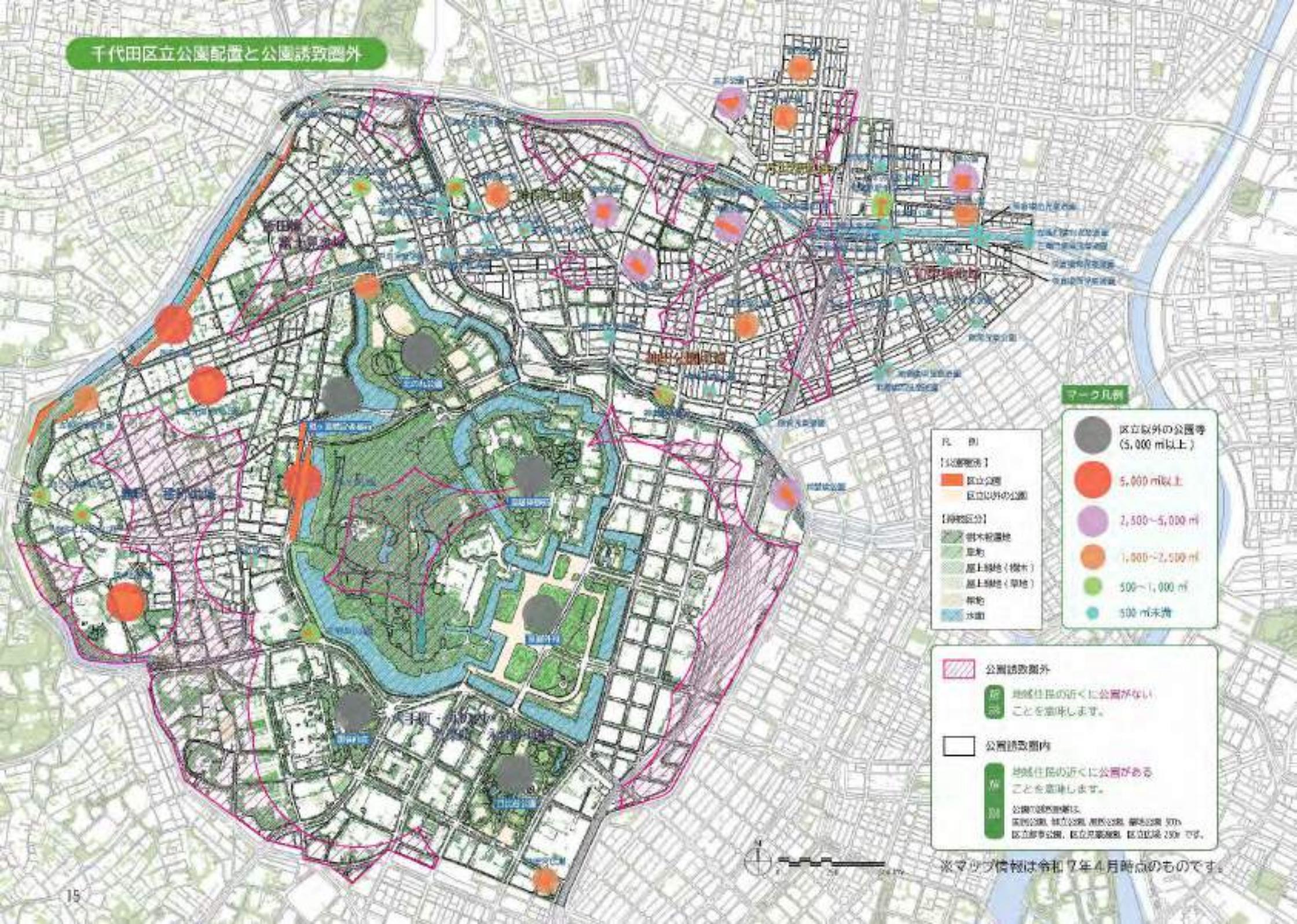
芳林公園での実施風景

# 千代田区立公園等 できることマップ



※マップ情報は令和7年4月時点のものです。

# 千代田区立公園配置と公園誘致圏外



**マーク凡例**

凡例	● 区立以外の公園等 (5,000 m以上)
【公園種別】	● 5,000 m以上
● 区立公園	● 2,500~5,000 m
● 区立以外の公園	● 1,000~2,500 m
【用地区分】	● 500~1,000 m
● 樹木配置地	● 500 m未満
● 空地	
● 屋上緑地(樹木)	
● 屋上緑地(草地)	
● 雑地	
● 水園	

■ 公園誘致圏外	● 地域住民の近くに公園がないことを意味します。
□ 公園誘致圏内	● 地域住民の近くに公園があることを意味します。

公園の誘致圏は、公園の誘致圏は、区立公園、区立公園、区立公園、区立公園 500m、区立公園、区立公園、区立公園、区立公園 200m です。

※マップ情報は令和7年4月時点のものです。

## 4. 公園施設の整備状況

### (1) 遊戯施設

ブランコ・すべり台・砂場など子ども向けの遊具が設置されている公園は、全体の3割程度(18公園)です。

健康遊具は、1割弱(5公園)です。

次世代を担う子どもの目線を大切にしたい取り組みの推進や高齢者・障がい者なども楽しめるように活用していくことが考えられます。

公園面積	公園数	遊戯施設	
		子ども向けの遊具	健康遊具
500㎡未満	32	5	1
500～1,000㎡未満	8	2	0
1,000～2,500㎡未満	8	5	1
2,500～5,000㎡未満	6	3	1
5,000㎡以上	4	3	2
合計	58	18	5



千鳥ヶ淵公園のブランコ



西神田公園の健康遊具

### (2) 運動施設

運動施設は、外濠総合グラウンド(野球場・サッカー場・テニスコート)と、小川広場(フットサルコート)の計2箇所のみの状況で、原則予約が必要です。

現状では、公園内で自由にボール遊びができないので、場所の確保が課題です。

したがって、ボール遊びが可能な場所を創出することも、利用者の満足度向上と機能強化に必要と考えられます。



外濠公園総合グラウンド 野球場・サッカー場



外濠公園総合グラウンド テニスコート



小川広場 フットサルコート

### (3) 水飲み・トイレ(便益施設)

水飲みは、22箇所の公園に整備されています。トイレは、24箇所の公園に整備されており、すべてバリアフリートイレです。清潔な状況を保つことが重要です。



バリアフリー対応の水飲み場/東郷元帥記念公園



バリアフリー対応のトイレ/九段坂公園

公園面積(m <sup>2</sup> )	公園数	便益施設	
		水飲み	トイレ
500m <sup>2</sup> 未満	32	7	6
500~1,000m <sup>2</sup> 未満	8	2	3
1,000~2,500m <sup>2</sup> 未満	8	6	6
2,500~5,000m <sup>2</sup> 未満	6	4	5
5,000m <sup>2</sup> 以上	4	3	4
合計	58	22	24

表 便益施設の数

### (4) ベンチ・スツール(休憩施設)

ベンチやスツールは44箇所の公園に整備されており、休憩や読書など様々な用途で活用されます。

シェルター(日除け)などを組み合わせることで、居心地のよい場づくりが重要です。



単独で設置されているスツール/錦華公園



シェルターと一緒に設置されているベンチ/  
東郷元帥記念公園



砂場・芝生広場と一体になったベンチ/錦華公園

公園面積(m <sup>2</sup> )	公園数	休憩施設		
		ベンチ・スツールなど	野外卓	四角
500m <sup>2</sup> 未満	32	23	1	0
500~1,000m <sup>2</sup> 未満	8	3	0	0
1,000~2,500m <sup>2</sup> 未満	8	8	0	1
2,500~5,000m <sup>2</sup> 未満	6	6	0	0
5,000m <sup>2</sup> 以上	4	4	1	0
合計	58	44	2	1

表 休憩施設の数

Chapter 2 CURRENT SITUATION OF PARK



## 5. 公園の機能

公園の機能について、以下の①②のように分類しました。

①すべての公園に備わっている機能

自然環境機能

憩い機能

防災機能

②公園ごとに特色がでる機能



歴史資源機能



シンボル機能



コミュニティ形成機能



運動・遊び場機能



先駆的活用機能

①すべての公園に備わっている機能

自然環境機能

憩い機能

防災機能



水辺環境や樹木といった生物の生息空間



都市の中で生活にうるおいを与える憩いの空間



災害時の延焼防止や応急住宅供給などの空間

## ②公園ごとに特色がでる機能



### 歴史資源機能



地域の歴史を継承する空間

- ・ 島田徳兵衛小公園
- ・ 神社仏閣に隣接する
- ・ 歴史的な建像などがある



### シンボル機能



地域のシンボル

- ・ 自然的に多くの方が利用
- ・ 地形や立地に特色がある
- ・ 小学校などと隣接



### コミュニティ形成機能



地域の交流の場となり  
コミュニティを醸成する

- ・ 祭りやイベントなどに利用



### 運動・遊び場機能



子どもの健全な育成や  
健康寿命の延伸に寄与する

- ・ 子ども向け遊具や健康遊具がある
- ・ 体操、遊びなどができる空間



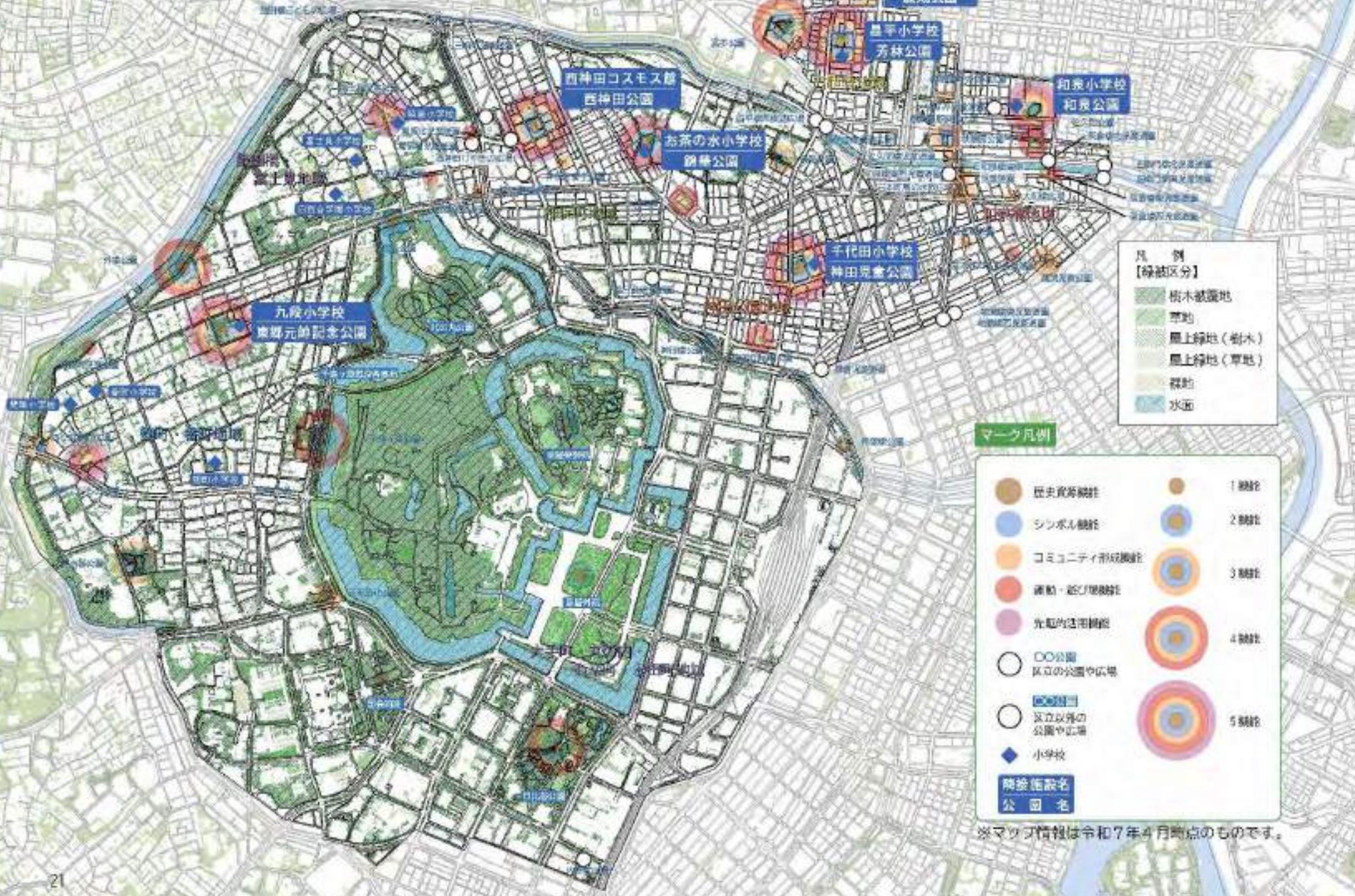
### 先駆的活用機能



住民のやりたいことを実現し、  
地域の活性化を図る

- ・ 花火、ボール遊び、  
スケートパーク、ドッグランなど

# 千代田区内公園 機能マップ



**凡例**  
【緑被区分】

- 樹木被覆地
- 草地
- 屋上緑地(樹木)
- 屋上緑地(草地)
- 裸地
- 水面

**マーク凡例**

<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #c07040; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 歴史資源機能	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #c07040; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 1機能
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #42a5f5; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> シンボル機能	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #42a5f5; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 2機能
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #ff9800; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> コミュニティ形成機能	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #ff9800; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 3機能
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #e91e63; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 運動・遊び機能	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #e91e63; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 4機能
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #9c27b0; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 先駆的活用機能	<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #9c27b0; border-radius: 50%; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 5機能
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> ○○公園 区立の公園や広場	
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 1px solid #000; margin-right: 5px;"></span> ○○公園 区立以外の公園や広場	
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border-left: 2px solid #000; margin-right: 5px;"></span> 小学校	
<b>隣接施設名</b> <b>公園名</b>	

※マップ情報は令和7年4月時点のものです。

## 6. 公園の利用状況

### (1) 公園利用調査の概要

公園利用のニーズや課題を把握するため、右記の調査を行いました。



図 調査対象

#### ①区民無作為アンケート調査

- ・配布総数：2,000人、うち回答数860人(回収率43%)
- ・調査対象：千代田区民(住民基本台帳から16歳以上を無作為抽出)

#### ②小学校児童(保護者)及び中学校生徒、幼稚園・保育施設の保護者、各施設の職員関係者アンケート

- ・配布総数：19,324人、うち回答数6,715人(回収率34%)
- ・調査対象：幼稚園、保育園、小学校、学童クラブ、中学校、福祉施設

#### ③カウント調査

- ・調査期間：令和4年10月3日～17日  
平日・休日の2日間
- ・調査時間：午前9時～午後6時
- ・利用者数：平日118,236人、休日108,675人

#### ④ヒアリング調査

- ・ヒアリング数：平日1,082人、休日1,261人

#### ⑤Webアンケート調査

- ・調査対象：公園を利用しない方
- ・回答数：520人

#### ⑥街頭インタビュー調査

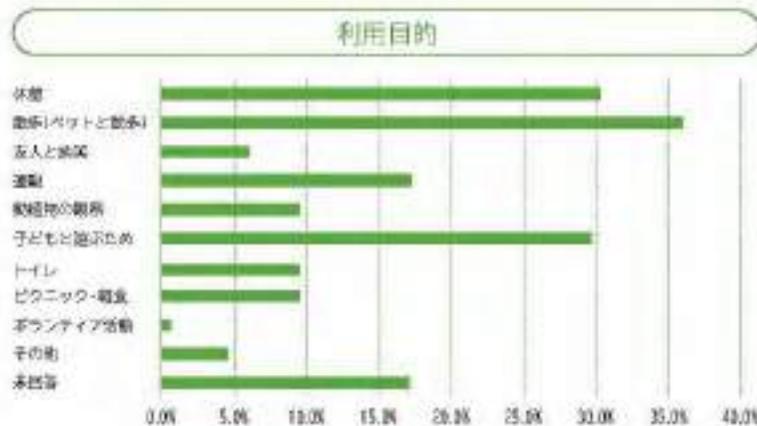
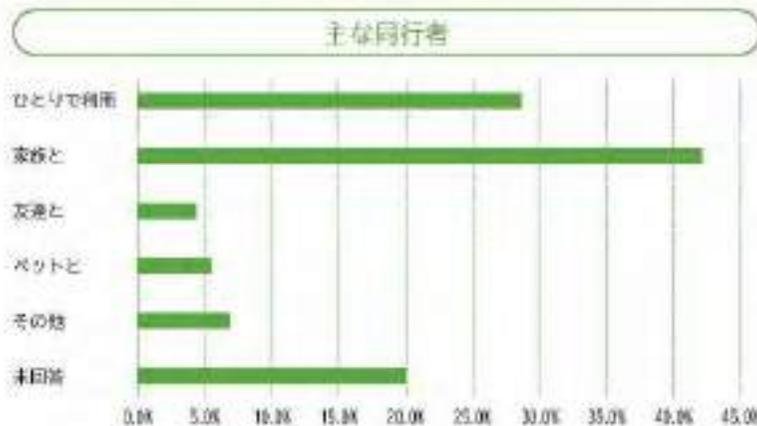
- ・調査対象：公園を利用しない方
- ・回答数：611人

#### 【主な調査項目】

- ・基本情報(年齢、居住地)
- ・遊びの内容、どんな遊びをして欲しいか
- ・公園の利用頻度、利用目的
- ・よく行く公園、求める施設、再整備の際に考慮して欲しいこと
- ・公園の広さ、遊具の種類、数

(2) 公園の利用状況(区民無作為アンケート調査・カウント調査より)

- ・公園を利用している(週に数回、月に1・2回)と回答した方は、約63%でした。(巻末資料参照)
- ・主な同行者は「家族と」が約42%と最も多く、次いで「ひとりで利用」でした。
- ・利用目的は「散歩(ペットと散歩)」が約36%と最も多く、次いで「休憩」、「子どもと遊ぶため」でした。



- ・利用頻度の多い公園は、千鳥ヶ淵公園と東郷元帥記念公園でした。(巻末資料参照)
- ・面積が小さくても利用者の多い公園(龍閑児童公園)もありました。
- ・面積が大きくても利用者の少ない公園(内幸町広場)もありました。

利用者が多い公園

1) 面積が大きく利用者也多い



東郷元帥記念公園(7119.43㎡ 平日2206人 休日929人)

2) 面積は小さいが利用者が多い



龍閑児童公園(261.61㎡ 平日458人 休日270人)

利用者が少ない公園

3) 面積は大きいが利用者が少ない



内幸町広場(2596.00㎡ 平日31人 休日32人)

4) 面積が小さく利用者也少ない



中坂児童公園(87.92㎡ 平日12人 休日0人)

(3) 公園の満足度について(区民無作為アンケート調査より)

- ・利用頻度の多い公園に対して「不満がある・どちらでもない」が約64%でした。
- ・遊具の充実度については、「不満がある・どちらでもない」が約80%でした。豊富な遊具へのニーズが高いと言えます。
- ・ベンチなどの充実度については、「不満がある・どちらでもない」が約69%でした。

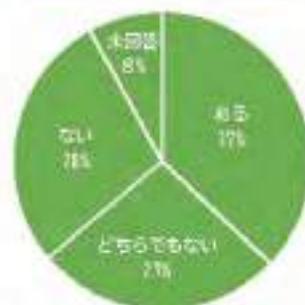


(4) 身近な公園に求めることについて(区民無作為アンケート調査より)

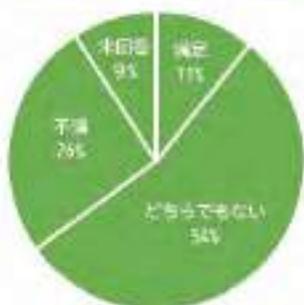
- ・身近な公園に求める施設については、「花や木々が溢れる空間」が約64%と最も多く、次いで「ベンチなど」、「防犯・避難施設(照明、防犯カメラなど)」でした。
- ・再整備する場合に考慮して欲しいことについては、「利用者の意見を聞いた整備をして欲しい」が最も多い結果となりました。(巻末資料参照)



公園への不満



遊具の充実度



ベンチなどの充実度



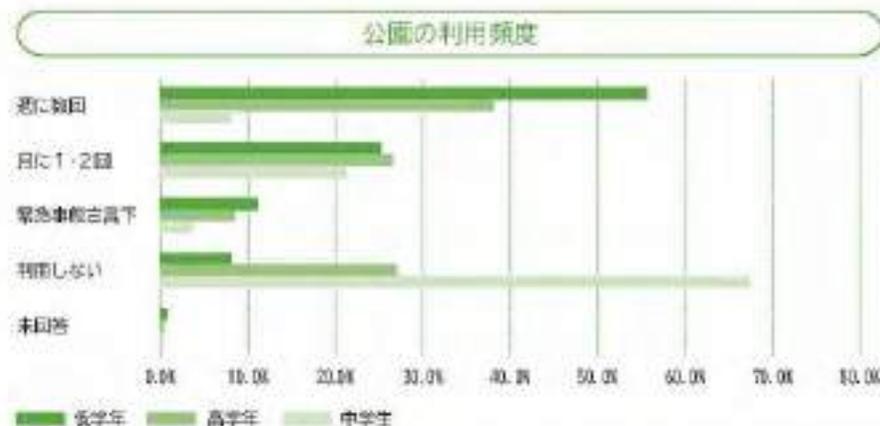
清水谷公園  
/木々や草花、水辺空間など自然環境が充実



九段坂公園  
/眺望の良い場所に設置されたベンチ

(5) 子どもの目線による魅力ある公園づくり  
 (小中学生へのアンケート調査より)

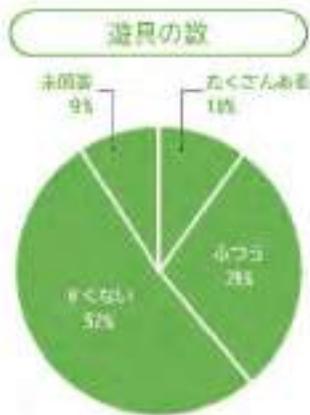
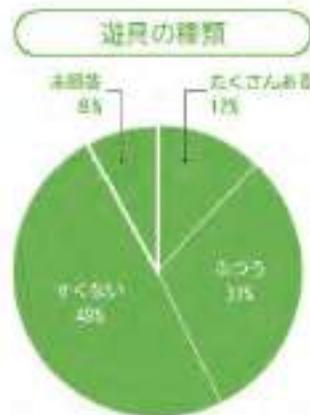
- ・小学校低学年の公園の利用頻度は、「週に数回、月に1・2回」が約81%です。
- ・小学校高学年の公園の利用頻度は、「週に数回、月に1・2回」が約65%です。
- ・中学生の公園の利用頻度は、「週に数回、月に1・2回」が約29%です。
- ・よく行く公園には、「東郷元帥記念公園」、「和泉公園」、「神田児童公園」など小学校と隣接し、広場や複合遊具などの遊び場機能を有している公園が挙げられました。(巻末資料参照)
- ・公園の利用目的は、「遊び」が最も多く、次いで「運動」、「友達とのお話」でした。(巻末資料参照)



遊具で遊ぶ親子と木陰でお喋りする人々

(6) 子どもの公園の満足度 (小中学生へのアンケート調査より)

- ・遊具の種類や数については、「ふつう・すくない」が約80%です。豊富な遊具へのニーズが高いと言えます。
- ・ベンチなどの種類については、「ふつう・すくない」が約58%でした。



主な自由意見

麹町・香町地域

遊具が少ないし、ふれあえる木々や岩や丘もなく、みんなで考えて遊んだりかくれんぼをしたり、楽しく過ごせません。

なにも遊具がない公園が多すぎるし公園に対する不満が沢山ある。

公園のトイレはこわくて使いにくい。

ボールや花火が出来る公園がないから作って欲しい。



神田公園地域

いろんな遊びができる公園や広場があるといいなと思います。ボール遊びやかけっこ、鬼ごっこ、遊具など

スケーターで思い切り遊べる広場が欲しい。神田駅の近くに遊具がいっぱいある公園が欲しい。

野球の素振りやキャッチボールが出来ない。遊具が少ない。

ブランコやターザンロープが欲しい。湧り台を長く急にして欲しい。

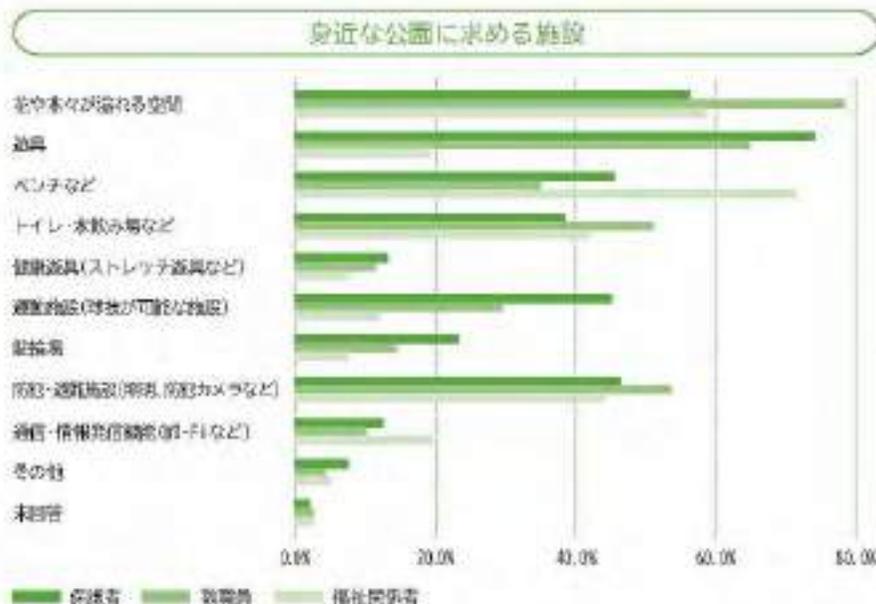
遊んでもいい自然を増やして欲しい！また、広いほうがいい。



(7) 身近な公園にあったらいいなと思う機能や施設（保護者・教職員・福祉関係者へのアンケート調査より）

・身近な公園に求める施設は、保護者では、「遊具」が約74%と最も多く、次いで「花や木々が溢れる空間」でした。教職員では、「花や木々が溢れる空間」が約78%と最も多く、次いで「遊具」でした。福祉関係者では、「ベンチなど」が約71%と最も多く、次いで「花や木々が溢れる空間」でした。

・子どもにどんな遊びや学びをして欲しいかについては、保護者は「遊具での遊び」が約50%と最も多く、次いで「ボールを使った遊び」でした。教職員は「水遊びなど自然とふれあう遊び」が約53%と最も多く、次いで「遊具での遊び」でした。(巻末資料参照)



錦華公園（遊具・木陰のベンチ）



東郷元帥記念公園（水遊びなど自然とふれあう遊び）

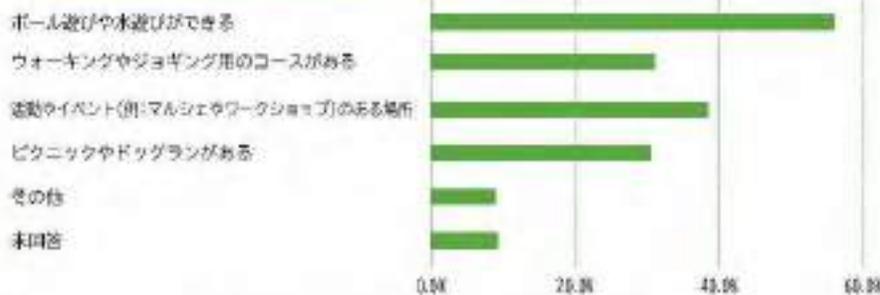
(8)公園を利用しない人からみた公園の魅力

アップ案(webアンケート調査、  
街頭インタビュー調査より)

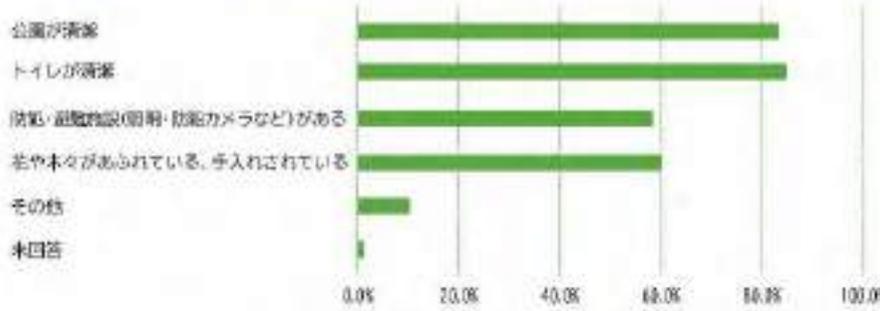
- ・公園を利用しない理由は、「忙しいので行けない」が最も多く、次いで「魅力のある公園がない」でした。(巻末資料参照)
- ・「アクティビティに関する魅力向上のための整備」については、「ボール遊びや水遊び」が約56%と最も多く、次いで「活動やイベント(マルシェやワークショップ)」でした。
- ・「環境・管理に関する魅力向上のための整備」については、「トイレが清潔」が約84%と最も多く、次いで「公園が清潔」でした。



アクティビティに関する魅力向上のための整備



環境・管理に関する魅力向上のための整備



神田児童公園 (水遊びの様子)



東郷元帥記念公園 (イベントの様子)

## 7. 地域ごとの特徴

公園の現状からそれぞれの特徴を示します。

### 神保町地域

#### 【特徴】

- ・古書店街、スポーツ用品店街など、個性ある界隈が存在する。
- ・精華公園がリニューアルされた。

### 万世橋地域

#### 【特徴】

- ・神田神社やニコライ堂などの歴史的資源が多数存在。
- ・区内で最も多くの外国人観光客が来訪。
- ・公園と隣接地の連携性がある。

### 和泉橋地域

#### 【特徴】

- ・銀座街としての面影が感じられる。
- ・区内で最も人口の増加率が高い地域。

### 神田公園地域

#### 【特徴】

- ・出世不動尊や徳竹稲荷神社などの歴史的資源が多数存在。
- ・昔ながらの下町らしさと新しい文化が感じられる。

### 大手町・丸の内・有楽町・永田町地域

#### 【特徴】

- ・世界有数のビジネス拠点。
- ・土地の高密度利用が進んでいる。

### 飯田橋・富士見地域

#### 【特徴】

- ・落ち着きのある環境。
- ・外濠公園などの歴史的資源が多数存在。
- ・北の丸公園など身近に緑がある。

### 麹町・要町地域

#### 【特徴】

- ・区内で最も多くの人々が住む。
- ・ファミリー層や高齢者の割合が増加傾向。

### マーク凡例

#### 凡例

■ 区立公園

#### 【緑地区分】

■ 樹木被覆地

■ 草地

■ 屋上緑地(樹木)

■ 屋上緑地(草地)

■ 裸地

■ 水面

● 5,000㎡以上

● 2,500~5,000㎡

● 1,000~2,500㎡

● 500~1,000㎡

● 500㎡未満

※マップ情報は令和7年4月時点のものです。

## 8. 公園をより良くするための4つの視点

公園をより良くするため、これまでに現状分析した結果から4つの視点に整理します。

視点

1

### 多様化する区民ニーズの実現

- ・遊具の種類や数、ボール遊びや花火などのニーズがあります。
- ・祭事などイベント利用のニーズがあります。
- ・多様な区民ニーズを捉えながら、柔軟な運用に向けた公園づくりが重要です。

視点

2

### ポテンシャルの有効活用

- ・江戸の文化と近代の機能が融合し、都心の風格と心地よい環境を継承しています。
- ・魅力ある公園を将来に引き継ぐため、伝統文化の発信に加え、環境の保全に配慮した整備が重要です。
- ・利用者が場所や時間によって変化することと、昼間人口比率が高いことを踏まえた公園づくりが重要です。

視点

3

### すべての人が使いやすい公園

- ・少子高齢化や多国籍化が進む中、千代田区の人口は増加しています。
- ・遊具の種類や数について「満足」を増やせる余地があります。
- ・高齢者や障がい者が使いやすい公園への改善が必要です。

視点

4

### 様々な主体との連携

- ・地域住民、民間企業などとの緊密な連携が公園づくりの重要なテーマとなっています。
- ・地域住民と使い方を話し合い、安全で快適な公園づくりを推進することが重要です。
- ・一人あたりの公園面積が少ないため、公開空地などとの連携が重要です。



点在する歴史資源



充実した遊具



アダプトシステムによる草花の管理

## コラム 「すべての人が使いやすい公園」とは・・・

昨今の公園整備では、「インクルーシブ遊具」に代表されるように「インクルーシブ」な公園づくりが求められています。

千代田区の公園づくりにおけるインクルーシブとは、「様々な利用者に寄り添う」という意味を持っています。利用者とは、子ども、高齢者、障がい者を含むすべての人が対象です。インクルーシブ遊具の導入をはじめとし、園路に段差のない整備や手すりの設置など様々な手法が考えられます。

千代田区では、公園を利用する方の多様性を尊重し、様々な状況を持つ人々のニーズに応え、積極的に区民の声を取り入れながら「すべての人が使いやすい公園」づくりを目指します。



## Chapter 2 CURRENT SITUATION OF PARK



# VISION FOR PARK DEVELOPMENT



chapter

# 3

## 第3章

### 公園づくりのビジョン

---

1. 基本的な考え方
2. 地域ごとの公園づくりの考え方
3. 基本理念
4. 方針と施策
5. 未来の公園シーン

## 3 公園づくりのビジョン

### 1. 基本的な考え方

- ・千代田区の公園整備は、地域の歴史や特性を踏まえながら区民とともに進めていきます。
- ・多様なニーズに寄り添いながら利用者にとって魅力が高く、都市における機能を最大限に発揮した公園づくりを推進します。
- ・他人を尊重し思いやる心をもった規範意識のもと、柔軟な活用を目指します。

千代田区の公園は、土地利用が極めて高度になされている都心にあり、狭小でビルに囲まれている、江戸城外堀跡のような文化財の区域にある、などの特徴があります。これまでは、地域の特性を踏まえつつも、区民をはじめどなたでも利用できるという考えによる設計が主でした。その反面、「すべての方の要望を十分満たすことができない」ものになったとも言えます。

これからは、特定の利用者を対象とした具体的なニーズに応えることも満足度向上に繋がると考え、柔軟な活用方法について検討していきます。ボール遊び、花火の利用、火気使用などの禁止されていた行為を緩和するには、公園を利用する人自身がルールを守り、他人を尊重し思いやる心をもつ「規範意識」が大切です。また、新たな取り組みとして、子どもの池や芝生広場への日除け設置などの酷暑対策や、インクルーシブ遊具の導入などを進めています。

整備にあたっては、錦華公園改修の際のオープンハウスや東郷元帥記念公園改修の際の検討協議会など、地域の利用者のご意見を反映する取り組みを行ってきました。さらに、公園の維持管理においても、特に防犯や環境美化に重点を置き、地域と共に取り組みを進めていくことが重要であると考えます。

こうした取り組みを通じて、区民と手を携えて、公園がより魅力的な場所になることを目指します。

## 2. 地域ごとの公園づくりの考え方 地域の特徴を踏まえた公園づくりについて示します。



### 神保町地域

- ・面積が広い公園が多い。
- 新華公園と西神田公園が地域の核。複数公園での機能分担。

### 万世橋地域

- ・面積の広い公園が存在。
- 活発な地域活用を促進。公園ごとの特色をいかした機能分担。

### 和泉橋地域

- ・500㎡未満の公園が多い。
- 和泉公園が地域の核。複数公園での機能分担。隣接区との連携。

### 神田公園地域

- ・2,500㎡程度の公園が3つある。
- 多様な公園利用。新しいルールづくり。

### 大手町・丸の内・有楽町・永田町地域

- ・公園が少ない。
- ・公園空地などが多い。
- 民間企業との連携。道沿の公園的利用。

### 麹町・番町地域

#### 飯田橋・富士見地域

- ・5,000㎡以上の公園が4つある。
- ・都政圏外が多い。
- 1つの公園で機能充実。民間企業との連携。

### マーク凡例

凡例	
区立公園	赤い正方形
【緑地区分】	
樹木被覆地	濃い緑色
草地	緑色
阪上緑地(影木)	薄い緑色
阪上緑地(草地)	黄緑色
裸地	茶色
水面	青色
5,000㎡以上	赤い丸
2,500~5,000㎡	紫の丸
1,000~2,500㎡	オレンジの丸
500~1,000㎡	緑色の丸
500㎡未満	水色の丸

※マップ情報は令和7年4月時点のものです。

### 3. 基本理念

本方針における基本理念を以下に掲げます。

千代田の歴史を継承し 次世代を育む 居心地よいコモンスペースを目指して

#### コラム コモンスペースとは・・・

「コモン」という言葉は、共用や共同という意味を持っています。この言葉を使って「コモンスペース」と言うと、集合住宅の中庭のような、「身近な共有空間」を指します。

利用者がルールを守って、リラックスできるようなゆとりある空間の確保や景観の整備、コミュニティの形成を促進する環境づくりを目指します。



## 4. 方針と施策

「基本理念」を目指して、「4つの方針」、「15の施策」を立案しました。  
以下のとおり、視点と方針および施策の関係を整理します。



## 方針1：区民のニーズに寄り添った公園づくり

凡例 ■ハード面(整備) ●ソフト面(マネジメント)

### 施策1-1 みんなでつくる公園

- 子どもや保護者をはじめとした地域の意見を取り入れ、子育て・コミュニティの核となる公園づくり
- 「公園づくり」に関わる機会を増やし、公園への愛着を醸成



### 施策1-3 公園でできることを増やす

- インクルーシブ遊具の導入や、みんなが遊べる公園整備の推進
- 特徴的な遊具で遊びのバリエーションを拡充
- ボール遊び、スケボーなどができる場所を拡充
- 水や緑、動植物とふれあう場の整備
- 花火などの先駆的な取り組みの拡充



### 施策1-2 公園の基本的なサービスの向上

- ベンチなどの居心地よい休憩スペースの拡充
- 樹木や日除けなどによる日陰の創出
- 災害対策機能の拡充
- 快適なトイレ環境の整備



### 施策1-4 各公園で機能を分ける

- 公園ごとの特色をいかし、機能を分担





## 方針2：区の特徴をいかした公園づくり

凡例 ■ハード面(整備) ●ソフト面(マネジメント)

### 施策2-1 地域の歴史をいかし愛着を感じる場所

- 地域の歴史をいかした特色ある整備
- 良好な景観の保全や歴史の継承
- 地域の歴史を感じるサインや音声ガイドの整備



### 施策2-3 時間帯・場所ごとに楽しめる公園

- 昼・夜など時間に応じて用途を分け、多様な世代が思い思いに楽しめる空間づくり



### 施策2-2 緑をいかしたうらおいある公園づくり

- グリーンインフラなど、自然環境が持つ機能を活用
- 自然の豊かさにふれることができ、ビオトープの形成など生物多様性に配慮した公園づくり
- 都市の公園であっても、十分な緑被地を確保し、緑のネットワークに寄与
- 公園内や周辺にドライ型ミストなどを設置し、クールスポットを創出



## コラム インクルーシブ遊具とは・・・

従来の公園では、遊びの機会を得ることが難しい子どもがいますが、インクルーシブ遊具は、誰も排除しない、すべての子どもが使える遊具です。子ども達が多様な遊びを自らが選択して経験することで、人や社会との繋がりを学ぶ機会となります。

インクルーシブ遊具には、車いすでも登れるスロープつき複合遊具や互いに回したり回してもらったりして楽しめる回転遊具、身体を支える力が弱い子どもも楽しめる皿型ブランコやハーネス付きブランコ、四肢が不自由でも視覚・聴覚・触覚で楽しむことができるものがあります。

「錦華公園」にインクルーシブ遊具を導入しました。



車いすのまま「道話遊び」ができる遊具



誰でも遊びやすい皿型ブランコ



車いすのまま遊べる遊具

## 方針3：子育て世帯・高齢者・障がい者が利用しやすい公園づくり

凡例

■ハード面(整備)

●ソフト面(マネジメント)

### 施策3-1 利用しやすい空間づくり

- 安全で利用しやすくなる「インクルーシブ」な公園づくり
- 公園に入りやすくなるエントランス
- バリアフリーに配慮した歩きやすい園路づくり
- 緑を満喫できる居心地よい空間づくり



### 施策3-3 道路空間の公園的な活用

- 憩いの場や親水空間などの創出に向けた道路の活用



### 施策3-2 柔軟なルールづくり

- 花火利用など柔軟な運用とルールづくり
- 利活用団体のイベント開催などに対する柔軟なルールの適用



### 施策3-4 デジタル技術を上手に使う

- デジタル技術などを活用して防犯性を高める安全・安心な公園づくり
- 情報の見える化(公園の歴史・各種データなど)



コラム 公園での花火利用の試み・・・（令和5年夏季より）



東郷元帥記念公園での実施風景

【参加者の主なご意見】

賑やかなところで花火をするのは初めてで楽しい！  
夏の良い思い出ができた。

花火のできる日数と公園をもっと増やして欲しい。

ルールの周知や花火をしてはいけない場所をわかりやすく明示することが必要。

近隣への煙が心配なので、ルールを守りたいと思う。

アナウンスの強化が必要。小学校のPTAとも連携できると思う。



## 方針4：様々な主体による公園づくり

凡例 ■ハード面(整備) ●ソフト面(マネジメント)

### 施策4-1 みんなで育む公園

- 地域活動への参画しやすい仕組みづくり
- 地域貢献活動などへの支援



### 施策4-2 公園と隣接施設の一体的な利活用

- 公園に隣接する施設と連携したイベントの推進
- 公開空地などを公園的空間として利活用



### 施策4-3 開発との連携

- 公園に隣接する施設や道路との一体的な再整備



### 施策4-4 民間企業のノウハウの活用

- 指定管理者・公営設置管理制度 (Park-PFI) の活用などによる利便性や質の向上
- 整備・運営への民間活力の導入を検討
- 事業者やエリアマネジメント団体などとの協働



## コラム 隣接施設との連携

千代田区の公園には、震災復興小学校などが隣接しています。

東郷元帥記念公園や錦華公園の改修工事では、隣接する小学校とのデザイン性の調和や公園から見える建物を意識した設計など歴史的経緯を踏まえた整備を行っています。

和泉公園は多様な機能を担い地域に愛される公園へと、隣接している和泉小学校と一体的にリニューアルしていきます。

今後、公園のリニューアルにあたっては、周辺施設の整備とのシナジー効果などを見ながら検討していきます。



東郷元帥記念公園と九段小学校(右奥建物)



錦華公園とお茶の水小学校(右奥建物)

隣接する小学校と一体的にデザインされた公園

## 5. 未来の公園シーン

基本理念、4つの方針および15の施策を実施することで、以下に示す公園シーンを実現していきます。

遊ぶ



スケートパーク



ボルダリング



ボール遊び



花火



ふわふわドーム



インクルーシブデザイン



水遊び



ダンス



かけっこ

滑り台



BBQ



プレーカー



夏祭り



交通イベント



凧揚げ



クリスマスマーケット

多世代交流

イルミネーション

雪遊び

イベント



気分転換



昆虫観察



クローバー探し



歴史学習



ベンチ



ピクニック



テーブルでお茶



テーブル



読書



ランニング



散歩



コワーキング



ドッグラン

# HOW TO PROCEED WITH PARK DEVELOPMENT



## 第4章

# 公園づくりの進め方

---

1. 計画の実現に向けた手法について
2. これまでの取組み(ハード面、ソフト面)
3. 今後の取組み(ハード面、ソフト面)
4. 他事業・他区との連携
5. プロセスと進行管理
6. 公園施策の深化に向けて

chapter

4

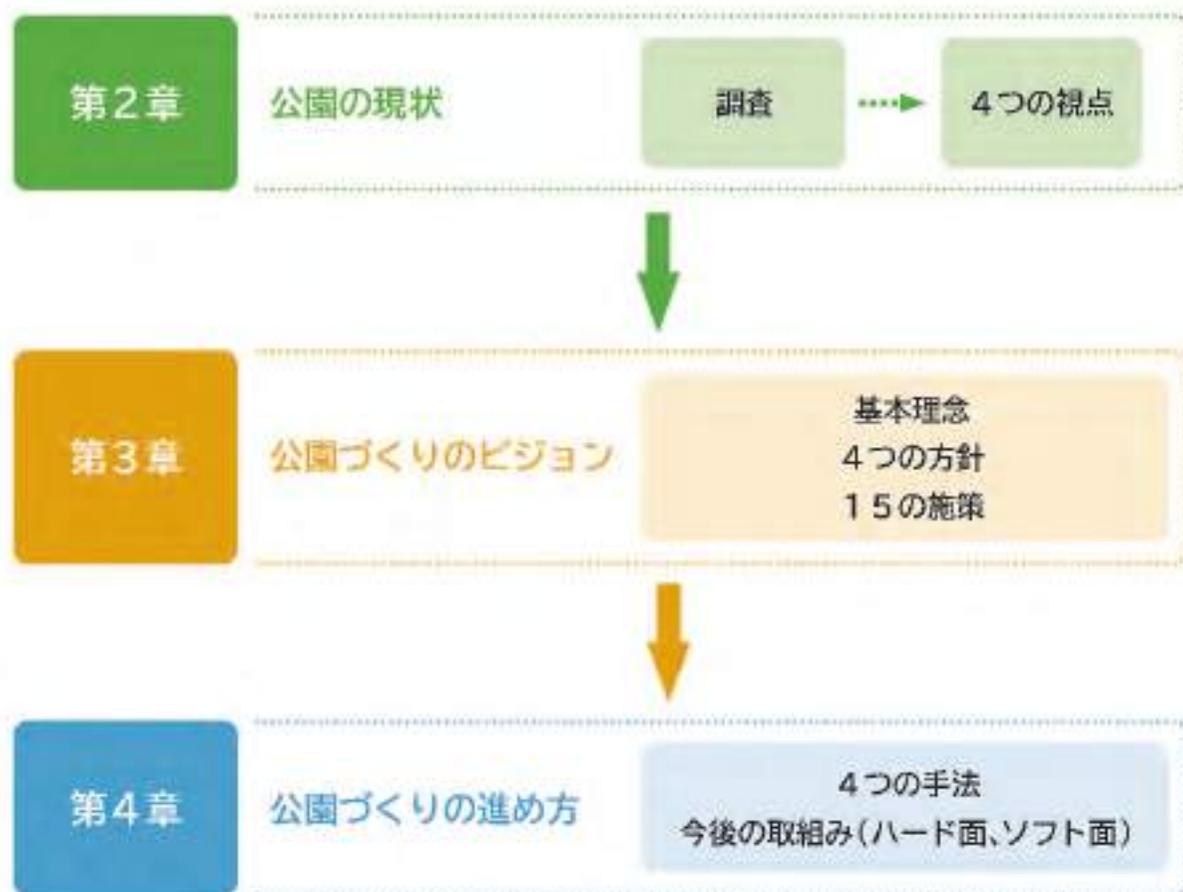
## 4 公園づくりの進め方

### 1. 計画の実現に向けた手法について

第2章では現状を分析し、公園をより良くするための4つの視点を挙げました。

それを受けて、第3章では基本理念および4つの方針と15の施策を立案しました。

第4章では、基本理念を達成するために、これからの公園づくりをどう行っていくべきか、より具体的に示します。



方針に基づき、今後の公園整備や管理運用を、4つの手法で進めていきます。



公園整備や管理運用の手法イメージ

## ハード

### 整備

#### 手法1 | 全面改修による機能向上

整備(ハード)とは、対象公園を全面改修し、公園機能を向上させる手法のことです。

- ・全面改修は、多くの課題を解消できる機会であり、抜本的な機能の向上が期待できます。
- ・公園ごとに機能を特化し、複数の公園で分担します。
- ・オープンハウスやアンケートなどにより合意形成を図ります。



全面改修した錦華公園

## ソフト

### 運用

#### 手法3 | 運用による質的向上

運用(ソフト)とは、公園でのボール遊びや夏季の花火利用、じゃぶじゃぶ池の開放など、活用方法の幅を広げる手法のことです。

- ・ソフト面での工夫により区民ニーズに寄り添います。
- ・子どもの遊びへのニーズに寄り添うため、花火の利用やボール遊びなどを実施します。



東郷元帥記念公園での花火

### 管理

#### 手法2 | 部分改修による機能向上

管理(ハード)とは、公園施設の修繕・更新などをする手法のことです。

- ・利用者ニーズとスピード感とのバランスを考慮しながら、公園の機能を一部改修します。
- ・色彩やデザインに配慮した公園づくりを目指します。
- ・植栽については、環境美化と安全の視点を踏まえた管理を行います。



部分改修した外濠公園

#### 手法4 | 管理による質的向上

管理(ソフト)とは、公園の清掃、花植えや水やりなどの日常的な維持管理手法のことです。

- ・公園の美観を整え、長く保ちます。
- ・動植物とのふれあいや清掃活動など、公園に関わるきっかけづくりを支援します。



東郷元帥記念公園の花壇

## 2. これまでの取組み

手法1

ハード

整備

## (1) ハード面 近年の取組みを紹介します。

## 九段坂公園 2020年3月

該当する施策

施策1-2

施策1-3

施策1-4

施策2-1

施策2-2

施策3-1

施策3-2

施策4-2



拡充された機能

歴史資源機能



シンボル機能

- ・九段坂公園は、千鳥ヶ淵と武道館の間に位置し、靖国通りに隣接する細長い公園です。
- ・明治初期には高灯台が設置され、海も見えていたほど眺望の良い場所でした。
- ・東京タワー、東京スカイツリーなどを一堂に見ることができる市内でも屈指の眺望広場です。
- ・高灯台、品川弥二郎像、大山巖像などの歴史的建造物が鎮座しています。



「高低差を解消」「歴史資源である銅像を保持」  
「ひと休み空間を創出」「道側に面したバリアフリー園路」



東郷元帥記念公園 2022年4月下段広場開放

該当する施策			拡充された機能	
施策1-1	施策1-2	施策1-3		歴史資源機能
施策1-4	施策2-1	施策2-2		シンボル機能
施策2-3	施策3-1	施策3-2		コミュニティ形成機能
施策4-1	施策4-2	施策4-3		運動・遊び場機能
				先駆的活用機能

- ・多様な世代に親しまれている震災復興小公園です。
- ・法政大学景観研究室による調査で、多様に使いこなされていることが判明しました。
- ・公園全体の高低差が大きいという特徴をいかして、以下の3段で構成されます。
  - フラットな広場を有する下段広場
  - 憩いの場所である中段広場
  - 遊具を中心とした上段広場
- ・デザイン案は、地域住民を中心とした協議会により作成されました。
- ・公園づくりに参画できるイベントには、地域の方(442名)が参加しました。



ビフォー



アフター

開放的なウッドデッキ/リニューアルした下段広場

錦華公園 2024年4月



- ・錦華公園は、関東大震災後の帝都復興事業として整備された震災復興小公園です。
- ・お茶の水小学校(旧錦華小学校)が隣接しており、震災復興小公園としての特徴があります。
- ・小学校改築に伴って行われた再整備では、デザイン案を決めるにあたり、地域住民との合意形成が行われました。
- ・地域住民を交えた意見交換会や、コロナ禍での意見聴取として有効だったオープンハウスを行い、広く意見を伺うことができました。



模型を見ながら地域の方が  
意見交換を行う様子



錦華公園にてオープンハウスを  
実施している様子



地域や小学校に公園だよりを配布し、検討状況の周知

【2024年4月に再整備された際の デザインの要点】

- ・本郷台地の端部に位置する特徴ある地形や歴史の継承
- ・自然池の復元
- ・子どもの遊び場の充実
- ・見通しや安全性の確保

【全面改修内容】

- ・自然地形や大径木をいかした景観の継承
- ・日当たりの良い場所に遊具を配置
- ・インクルーシブ遊具の導入をはじめとした、運動・遊び場機能の拡充
- ・地面から水が噴射する水景施設を配置
- ・多世代で過ごせるゴロゴロ広場を配置
- ・比較的日陰となる南側に多目的広場を配置
- ・遊具エリアと多目的広場の緩やかな分節



ビフォー



アフター

地域の核となる公園として生まれ変わりました。

## (2) ソフト面

手法4

ソフト

管理

## アダプトシステム(公共施設の環境美化活動)・・・

- ・アダプトとは、英語で養子縁組のことを意味し、国や自治体が管理している道路や公園などの公共施設の一部を地域の方や企業、団体が引き受ける制度です。
- ・公共施設の花壇の管理や清掃などを通して、環境美化活動に貢献しています。
- ・千代田区では現在、道路14路線・公園13箇所アダプトシステムによる草花の管理などを行っています。
- ・今後もSNSやデジタル技術などを活用し、公園整備と一体的なマネジメントを目指していきます。



環境美化活動「花植え」(麴町こどもの広場)

## コラム

## 住民参加による施設管理

- ・部分改修にあたっては、施設や遊具の更新だけでなく、柵の塗り替えなどによって景観改善に努めていきます。
- ・住民参加による柵のペンキ塗りについては、汎用性と実効性が高く、景観教育の側面もあることから、いくつかの市町村で実践されています。



目立っていた白い柵が景観に馴染んだものに

### 3. 今後の取組み

(1)ハード面 今後の公園づくりの具体的な取組みについて紹介します。

#### 外濠公園 整備予定

手法1 ハード 整備 手法2 ハード 管理

該当する施策

拡充する機能

施策1-2

施策1-3



運動・遊び場機能

施策1-4

施策2-1



先駆的活用機能

施策2-2

施策2-3



コミュニティ形成機能

施策3-1

施策3-2



歴史資源機能

施策3-4

施策4-1



シンボル機能

施策4-4

- ・外濠公園は、自然とのふれあいや憩い、江戸城外堀跡としての歴史的価値が体感でき、世代を問わず利用されています。
- ・区民体育大会など健康増進の機会を提供できる場です。
- ・総合グラウンドの人工芝化や東京通信病院前付近で築山を整備しました。
- ・遊具コーナーや遊歩道、土手、管理棟などのリニューアルを目指しています。



ビフォー



ビフォー



アフター／築山整備



リニューアルイメージ図

## 飯田橋こどもの広場 整備予定

手法1 ハード 整備



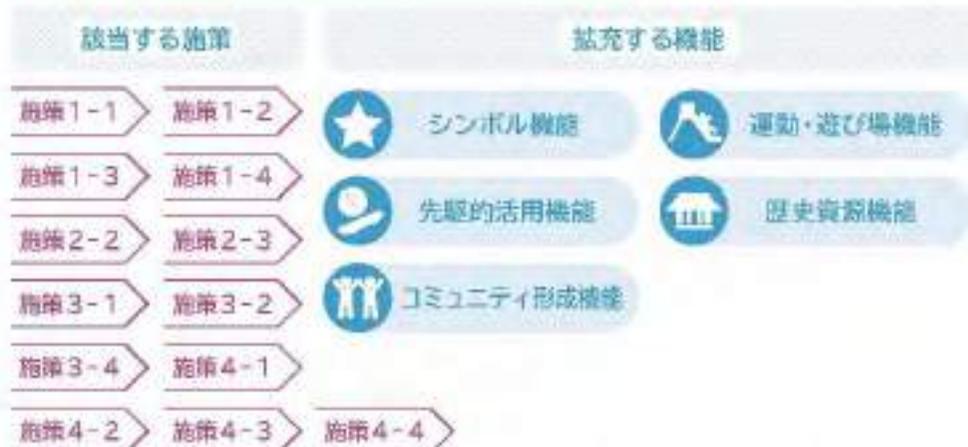
- ・本方針検討と連携して先行的な整備を行いません。
- ・鉄道敷地に隣接し、道路から階段で登った位置にある特性を踏まえ、スケートパークやボルダリング施設などの導入を検討しています。



リニューアルイメージ図

## 和泉公園 整備予定

手法1 ハード 整備



- ・隣接する小学校等施設の建替えを機に公園整備に取り組みます。
- ・公園と施設の敷地交換による一体的整備を進めます。
- ・子どもの遊びや地域活動、災害時の拠点などニーズに寄り添った整備をします。
- ・公園と校庭の共用を視野に入れた整備、運用を検討します。



## インクルーシブな公園づくり

手法1	ハード	整備	手法4	ソフト	管理
手法2		管理			

- ・インクルーシブ遊具の設置
- ・公園に入りやすいエントランスづくり
- ・園路、トイレなどのバリアフリー化
- ・わかりやすいサイン



障がいのある子どもない子ども一緒に遊べる遊具(世田谷区 砧公園)

## 機能特化型の整備

手法1	ハード	整備	手法3	ソフト	運用
手法2		管理			

- ・スケートパーク、ボルダリング、ドッグラン、ボールあそび場など  
テーマ性のある整備
- ・区民を交えたルールづくり
- ・区民のやりたいことを応援



スケートパーク(福山市 芦田川かわまち広場)

## (2) ソフト面

手法3

ソフト

運用

## ボール遊び

- 公園や区施設を対象に、「子どもの遊び場事業」としてプレーリーダーを配置し、ボール遊びをサポートする取組みを行っています。
- 令和6年度の夏休み期間に、ボール遊びができる公園を目指し、場所と時間を区切って運用しました。

令和6年度の  
夏季ボール遊びの取組み 7/22～8/30の土曜日

実施場所 外濠総合グラウンド・小川広場



ボール遊び風景(外濠公園)

## 花火利用

- 令和5年度に公園での花火利用を試験的に行いました。
- 参加された方から、期間や場所の拡充を希望する声が多く寄せられました。
- 区民のみなさんとルールづくりを行い、花火利用の拡充を目指します。

令和6年度の花火利用の取組み 7/20～9/8 土日  
18:00～20:00

実施場所 東郷元帥記念公園・神田児童公園  
緑町こどもの広場・高士児童公園  
西神田公園・芳林公園・和泉公園・錦華公園



花火利用風景(東郷元帥記念公園)

## 子どもの池+(プラス)

- 夏季には、水遊びができる「子どもの池」を開設しています。
- 夏季は水遊び(水が噴射)、夏季以外は広場空間としての遊び場を導入します。

令和6年度の  
子どもの池の取組み 7/12～9/8  
午前10時～午後4時(休園あり)

実施場所 東郷元帥記念公園・千鳥ヶ淵公園  
神田児童公園・芳林公園・和泉公園



水が噴射するタイプ(錦華公園)

## コラム 酷暑対策の取組み

「暑くても公園で遊びたい！」「公園に日除けがあれば、もっと使えるのに・・・」など、子ども達の声や公園利用者の声を受けて、暑い中でも公園に足を運ぶ機会を創出する取組みを実施しています。

### ① フラクタルテント(日除け)

令和6年8月、淡路公園にフラクタルテントを設置しました。このテントは、木の下にいるような安らぎと涼しさを与え、リラクゼーション効果も高いとされています。



淡路公園 フラクタルテント設置風景

### ② 水遊び場のテント設置

夏季に実施している「子どもの池」では、より快適に水遊びができるようにテントを設置しています。



神田児童公園 子どもの池のテント設置

### ③ ドライ型ミスト

公園6箇所に仮設式ドライ型ミストを設置しています。ドライ型ミストは、湿度を上げることなく涼しさを提供するシステムで、地球温暖化対策・ヒートアイランド対策に貢献します。



九段坂公園 ドライ型ミスト

## 4. 他事業・他区との連携

手法3

ソフト

運用

- ・本方針を実現するためには、公開空地や道路も含めて活用していくことが重要です。
- ・千代田区では、多くの開発が行われるため、公開空地の設置や大街区化に伴う道路の宅地化による広場の創出などが想定されます。
- ・ウォーカブルなまちづくりの視点を持って、憩える空間や遊べる空間づくりを推進します。
- ・中央区、港区、新宿区、文京区、台東区と隣接していることを踏まえた公園づくりが重要です。
- ・神社仏閣、学校、病院などと隣接する特性を踏まえた公園づくりを推進します。

### 千代田区内における道路活用の事例



子ども向けアスレチック遊び  
(ちょチャレ道路で遊ぼう！)



黒板カーや地面にお絵描き  
(ちょチャレ道路で遊ぼう！)

### コラム ウォーカブルの取組み

千代田区では、道路や公園、広場、水辺などを快適で居心地の良い「まちのリビング」に変え、人と人とのリアルな交流を生む「ウォーカブルなまちづくり」を進めています。

地域の方々主導のもと、茗溪通りで歩行者天国を実施するなど、人が主役のまちを実現するための取組みを推進しています。

ウォーカブルなまちづくりは、ハード面だけでなくソフト面の取組みも合わせて行っていくものであり、人が主役のまちを実現するための先駆的な事業として注目されています。



道路空間を活用したイベントの実施風景 茗溪通り「くつろぎ」

## 開発事業・公開空地との連携

手法1

ハード

整備

手法3

ソフト

運用

- ・淡路公園は、隣接するワテラスの広場と一体的に整備されています。
- ・再開発事業の一環で、再整備されました。
- ・エリアマネジメント団体が、公園と広場を活用した地域活動を行っています。
- ・開発と連携した公園づくりが重要です。



広場と公園を一体的にイベント利用(ワテラスの広場と淡路公園)

## 民間ビルとの連携

- ・三井住友海上駿河台ビルには緑豊かな屋上庭園があります。
- ・緑あふれる屋上庭園は、貴重な憩いの場になっています。
- ・民間ビルの屋上緑化、壁面緑化と連携した公園づくりを目指します。



誰でも自由に見学できる屋上庭園(三井住友海上駿河台ビル3階)

## 道路・歩道空間の公園的利用

手法3

ソフト

運用

- ・「大手町川端緑道」は、2014年に日本橋川沿いに整備された全長約780mの歩行者専用道路です。
- ・オフィス街に立地している緑豊かな親水空間を形成した通りは、オフィスワーカーのランチ休憩や、地域の方の散歩道などとして利用されています。
- ・道路の使用には様々な制限がありますが、活用の幅を広げる取組みについても検討していきます。

### BATON PARK —KAWABATA-RYOKUDO— の実施

【期間】2023年10月23日～11月11日 11:00～20:00 ほか

【場所】大手町川端緑道および周辺公開空地

【主催】一般社団法人大手町歩道管理

【協賛】NTT都市開発株式会社、三菱地所株式会社

- ・道沿いの空間活用の検証とウォークアブルな空間の提案を旨とした社会実験
- ・川沿いの立地をいかした河床の設置や、子どもが楽しめる遊具の設置、芝生広場などがエリアに分かれて展開



道に休憩場所出現（大手町川端緑道）



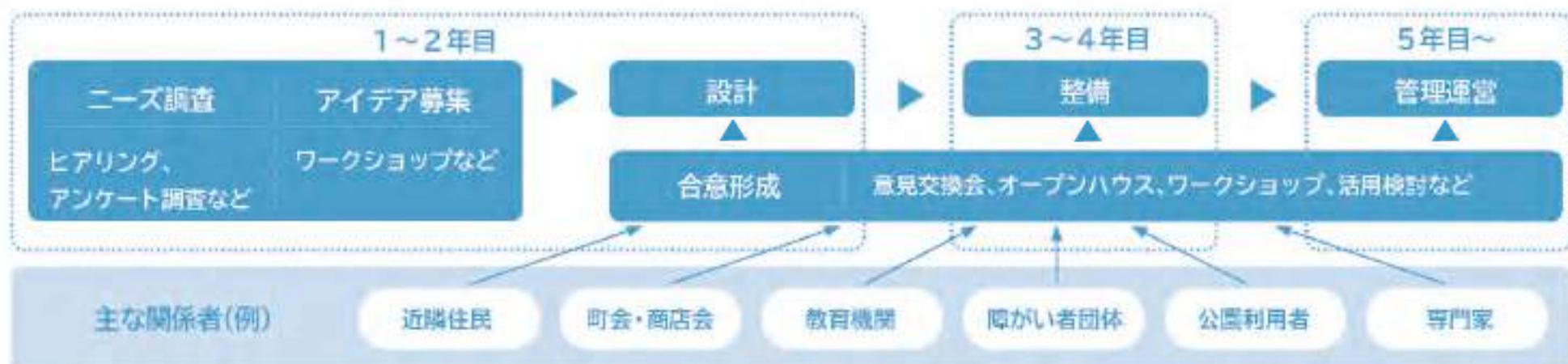
道でくつろげる（大手町川端緑道周辺）

## 5. プロセスと進行管理

### (1) 公園づくりの標準プロセス

公園の設計や整備に関する標準的なプロセスと期間をロードマップとして示します。

また、公園の全面改修や区民などの利用を制限する場合は、多様な関係者と協働していきます。



公園づくりロードマップ

### (2) 進行管理

PDCAサイクルを意識し、事業計画(Plan)、実行(Do)、事業の状況確認 (Check)、次の取組みへの反映(Action)により、本方針の進行管理を行います。社会経済状況の変化や公園利用者のニーズの多様化などを注視しながら、的確かつ柔軟に進行管理する必要があります。そのため、定期的に取り組状況を把握する必要があります。

具体的には、5年ごとに施策の進捗や目標値の達成状況等を評価します。必要に応じて、計画に位置付けられる施策の見直しを図り、計画の中間期にあたる概ね10年後には中間見直しを検討、概ね20年後には成果を評価および改定を検討します。なお、見直しにあたっては、公園の利用実態や区民意見を聴取しながら、進めていきます。

本方針は概ね20年を目安としたものですが、「できることからやる」というスピード感を意識して機能の強化を図ります。



## 6. 公園施策の深化に向けて

本方針のさらなる深化に向け、定量的なデータの収集分析や社会実験の実施など、区民ニーズに寄り添った施策展開を目指します。

### 定量的データの収集・分析

人・まち・社会の変化に関する最新状況の把握に努め、エビデンスに基づく施策立案(EBPM)を進めます。

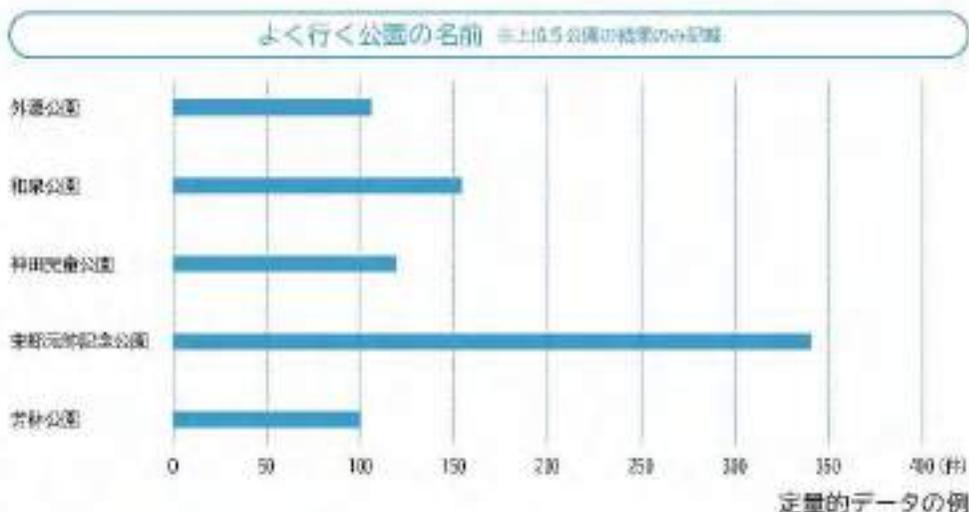
- ・定期的な緑被状況の調査とGIS(地理情報システム)などを活用した詳細分析
- ・エリアマネジメント団体や大学などが収集したデータの活用
- ・デジタル技術を活用した情報発信

### 社会実験の展開

新たな取り組みを行う場合、社会実験の実施が有効です。  
その結果を踏まえ、妥当性や有効性の検証を行います。  
また、地元で活動するNPOと連携するなど様々な手法を検討し、利用者ニーズに寄り添う公園づくりを目指します。

### 制度や体制の柔軟な見直し

新たな制度や体制の創設が必要な場合には、区民ニーズに寄り添い検討します。



社会実験の例

## コラム 変化する区民ニーズを捉える

令和6年10月6日に外濠公園総合グラウンドで開催された第62回千代田区民体育大会イベントブースにて、区民の方々に直接ご意見を伺いました。

### 【主な内容】

①千代田区公園づくり基本方針(素案)の紹介

②ニーズ調査

回答者数

子ども(幼児～中高生)279名 大人173名

#### 「千代田区の公園でしたいこと」

子ども1位 水遊び

大人1位 ボール遊び

#### 「千代田区の公園に欲しい遊具」

子ども1位 スライダー遊具

大人1位 ふわふわドーム

③遊具体験(3種類)



ニーズ調査(パネルにシールを貼付)



遊具体験コーナー

「公園でしたいこと」アンケート結果パネル

遊ぶ

ブランコ

●子ども 16名  
●大人 5名

砂場

●子ども 3名  
●大人 1名

滑り台

●子ども 11名  
●大人 22名

ゲートボール

●子ども 6名  
●大人 3名

ボール遊び

●子ども 31名 ●大人 37名

テニス

●子ども 9名  
●大人 5名

ダンス

●子ども 8名  
●大人 4名

遊ぶ

みわらわドーム

●子ども 38名  
●大人 15名

スケートボード

●子ども 13名  
●大人 17名

日傘でかけっこ

●子ども 1名  
●大人 9名

砂場テーブル

●子ども 6名  
●大人 4名

ボルダリング

●子ども 37名  
●大人 19名

築山

●子ども 21名  
●大人 13名

焚火

●子ども 44名  
●大人 25名

水遊び

●子ども 14名  
●大人 31名

遊ぶ

キッチンカー

●子ども 9名  
●大人 5名

テーブルでお茶

●子ども 1名  
●大人 6名

ピクニック

●子ども 6名  
●大人 19名

ベンチでお昼寝

●子ども 1名  
●大人 3名

お花見

●子ども 6名  
●大人 5名

読書

●子ども 2名  
●大人 4名

歴史学習

●子ども 2名  
●大人 5名

園児学習

●子ども 3名  
●大人 1名

遊ぶ

夏祭り

●子ども 37名  
●大人 28名

出祭り

●子ども 14名  
●大人 11名

交通イベント

●子ども 9名  
●大人 6名

マルシェ

●子ども 15名  
●大人 28名

プレイカー

●子ども 12名  
●大人 6名

雪まつり

●子ども 44名  
●大人 18名

体操

●子ども 2名  
●大人 10名

絵画

●子ども 2名  
●大人 4名

遊ぶ

お花見

●子ども 1名  
●大人 6名

コミュニティガーデン

●子ども 3名  
●大人 9名

生体観察

●子ども 4名  
●大人 3名

生き物観察

●子ども 19名  
●大人 17名

ほかに

●子ども 1名  
●大人 3名

コワーキング

●子ども 1名  
●大人 3名

ドッグラン

●子ども 19名  
●大人 2名

アンケートはブース来場者の方を対象に、「一人につき4票」ご投票いただきました。

総投票数 子ども:1,716票 大人:692票

「欲しい遊具」アンケート結果パネル

登山系遊具



●子ども 33名 ●大人 29名

ふわふわドーム



●子ども 86名 ●大人 79名

スライダー遊具



●子ども 148名 ●大人 44名

複合遊具



写真提供 株式会社コトブキ

●子ども 82名 ●大人 58名

回転系遊具



写真提供 タカオ株式会社

●子ども 34名 ●大人 10名

キネティックシーソー



写真提供 タカオ株式会社

●子ども 52名 ●大人 28名

ミュージックボール



写真提供 タカオ株式会社

●子ども 21名 ●大人 8名

ドラムフラワー



写真提供 タカオ株式会社

●子ども 4名 ●大人 4名

おはなしフラワー



●子ども 35名 ●大人 2名

大型スプリング遊具 トリオビーク



写真提供 タカオ株式会社

●子ども 72名 ●大人 17名

ベッドジャンパー



写真提供 株式会社コトブキ

●子ども 29名 ●大人 10名

テモアシモ



写真提供 快工務株式会社

●子ども 20名 ●大人 5名

## 【用語解説】

	用語	解説
あ行	アクティビティ	特定の目的や楽しみを追求するために行う行動や事柄を指す言葉。スポーツ、アウトドア、アート、学習、ボランティアなどのほか、イベントで提供される体験型のプログラムもアクティビティとして扱われる。
	アダプトシステム	アダプトとは、英語で養子縁組のことを意味し、国や自治体が管理している道路や公園等の公共施設の一部を地域の方や企業、団体が引き受け、公共施設や花壇の管理、清掃等を通して、環境美化活動をする制度。
	インフラ(インフラストラクチャー)	道路や通信、各種公共施設といった社会や産業の基盤となる施設もしくは設備を意味する。
	EBPM	EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)とは、経験や直感ではなく、データや合理的根拠をもとに政策を立案すること。
	インクルーシブ	年齢や性別、国籍、心身の障がいの有無に関係なく共生すること。
	ウォークアブル	街路空間を車中心から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に垂って、人々が思い思い多様な活動を繰り広げられる場へとし、居心地がよく歩きたくなるまちを作っていく取組み。
	エリアマネジメント団体	地域の住民・事業者・地権者等が主体となって、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる活動を行う団体のこと。
	NPO	[Non-Profit Organization] 又は [Not-for-Profit Organization] の維持で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の維持。
	オープンスペース	大規模なビルやマンションに設けられる空地であって、歩行者用通路や植栽などを整備した空間。広い意味では、都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間を総称して「オープンスペース」と呼ぶ場合がある。
	オープンハウス	パネルの展示やリーフレットなど資料の配布により、事業や進め方に関する情報を提供する場で、行政が内部(インハウス)で検討している内容を一時的に公開(オープン)にすることからオープンハウスと呼ばれる。
か行	QOL (Quality Of Life)	日常生活の充実度や満足度による生活の質のこと。千代田区都市計画マスタープラン(令和3年5月改定)では、人口回復のための住宅床・戸数などの量的確保を重視した開発誘導の考え方から転換し、住み、働き、運動する人々を主役に、暮らしの質「QOL(Quality Of Life)」を豊かにしていくことが重要としている。

	用語	解説
さ行	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組みが進められている。
	クールスポット	まちなかの涼み処として、夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく(クール)過ごせる空間・場所(スポット)のこと。
	健康寿命	WHO(世界保健機関)が定義し、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のこと。
	健康道具	ストレッチや軽い運動など、体を鍛えることや健康づくりを目的とした大人用の道具のこと。
	子どもの池	千代田区内の公園5箇所に「こどもの池」として開設し、池の深さは30cm程度あり、監視員が常駐しているため、小さな子どもも安心して遊べる施設。
	公園設置管理補助(Park-PF)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公営対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。
	公開空地	総合設計制度に基づいて、ビルやマンションの敷地に設けられた一般公衆が自由に出入りできる空間のこと。
	コミュニティ	共通の関心事や問題を軸に自然発生的に集まった人々の集まりのこと。
	シェルター	外からの侵害を防ぎ安全を保つ機能を備え、危険や攻撃から保護するための施設だけでなく、暑熱、風雨などを避けるための場所や設備。
	震災復興小公園	大正12年(1923年)に発生した関東大震災による被害からの復興のため、東京市が計画した震災復興都市計画事業により、焼失区域内の小中学校に隣接して整備されたもの。
親水空間	都市部や人口密集地域の中や近辺にある、緑地や水辺を指す。	
指定管理者	地方公共団体が、指定する法人やその他の団体に、地方公共団体に代わって公の施設の管理を代行させること。	
じゃぶじゃぶ池	深さ10～30cmほどで、大きな水溜まりのような公園内にある浅い水遊びができる場所のこと。	

	用語	解説
た行	GIS(地理情報システム)	GIS(Geographic Information System)は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を統合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
	スツール	背もたれと肘掛けがない簡易的な椅子のこと。
	生物多様性	様々な生き物が、異なる環境で自分たちの生きる場所を見つけ、互いに違いを活かしながら、つながり調和していることをいう。
	大街区化	複数の街区に細分化された土地を集約・整形して、大規模な街区を創出することにより敷地の一体的利用と公共施設の再編を図るもの。
	地域貢献活動	ボランティア活動や地域イベントの開催、地元経済の支援、環境保全活動など、個人や企業が地域社会の発展や活性化に貢献する様々な活動を指す。
	登用人口	就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口であり、従業地・通学地集計の結果を用いて算出された人口のこと。
	市立復興事業	大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災の翌日に発生した内閣総理大臣直轄の機関として設立された「帝都復興院」による復興事業のこと。復興計画に基づき、主に被災区域において、街路、橋梁、河川、運河、公園及び土地区画整理などの事業が行われた。
	低炭素社会	気候に影響を及ぼさない水準で、大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会(1世紀環境立国戦略(2007年閣議決定)より)をいう。
	デジタル技術	コンピュータやインターネットを活用し、情報の数値化や高速処理・伝送することができる技術。
	ドライ型ミスト	ノズルから噴霧される、微細な霧状水滴の酸化熱を利用した外気冷却システムであり、平均で2~3度程度の気温低減効果がある。
都市公園・児童遊園・広場		都市公園は都市公園法に基づき設置される公園で千代田区都市公園条例に基づいて管理される施設。児童遊園は地方自治法及び千代田区立児童遊園条例に基づいて設置及び管理される施設です。また、広場は千代田区立広場の設置及び管理に関する条例に基づいて設置及び管理される施設です。
	バリアフリー	多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすこと。

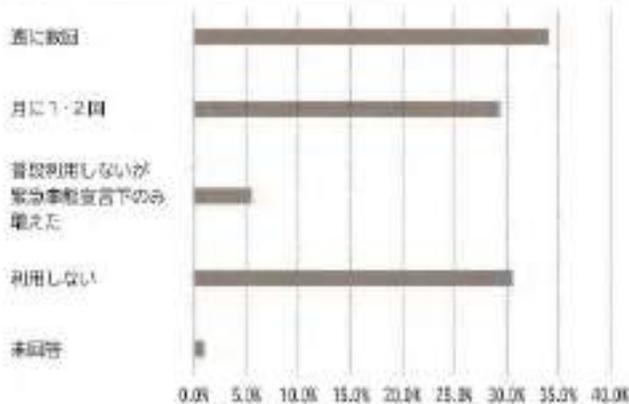
	用語	解説
ま行	ヒートアイランド現象	都市部のできる局地的な高温域のこと。郊外に比べ都市部ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこの名前がついている。
	ビオトープ	ドイツ語のBIO(ビオ:生き物)とTOPE(トープ:場所)の合成語で、「生き物の暮らす場所」という意味。
	プレーパーク	木登りや泥んこ遊びなど、子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことを原則として設置される広場のこと。
	プレーリーダー	子どもが自ら遊ぶ育つ環境づくりの知識と技能を備え、多様な人が参加できる子どもを中心とした遊び場をつくる人のこと。
	複合遊具	いくつもの遊具が複合して、ひとつの巨大な遊具となっているもの。
	フラクタルテント	自然の幾何学に基づいた木の葉の形状を模したテントであり、部分的に日差しを遮ることにより、適度な光と影を作り出し、熱を逃がして温度の上昇を抑えることができる。
	仏間	仏様を祀っている建物で、寺を意味する。
	マルシェ	フランス語で「市場」を意味する言葉であり、個人単位が人通りの多い場所に集まって出店した集合体を指す。
	民間活力の導入	民間事業者の創意工夫などを最大限活用し、公共サービスの向上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減などを目的に、民間事業者などから事業提案を募集し、予算措置等の条件が整った場合に民間活力を導入して事業化する制度。
	無作為抽出	母集団の一部のみを調査する標本調査として、無作為抽出と有作為抽出の2種類があり、無作為抽出とは、ある集団から標本(サンプル)を無作為(ランダム)に抽出(サンプリング)する行為のこと。
わ行	ワークショップ	参加者個々が考え、お互い協力し合い、考えられたテーマを元に展開するスタイルの会議や共同作業のこと。

## ●アンケート調査結果(一部抜粋)

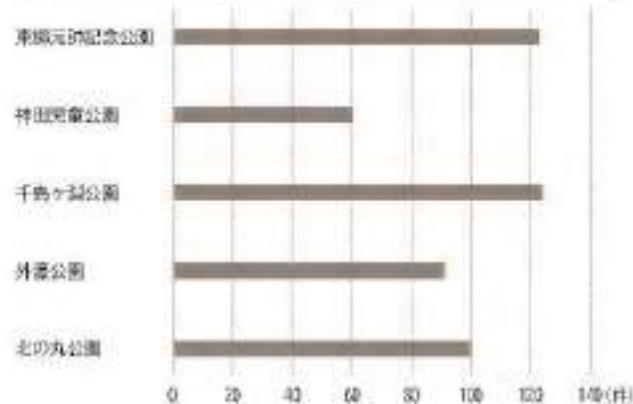
本編で取り上げた内容に関連するアンケート調査結果を掲載しています。

### 区民へのアンケート

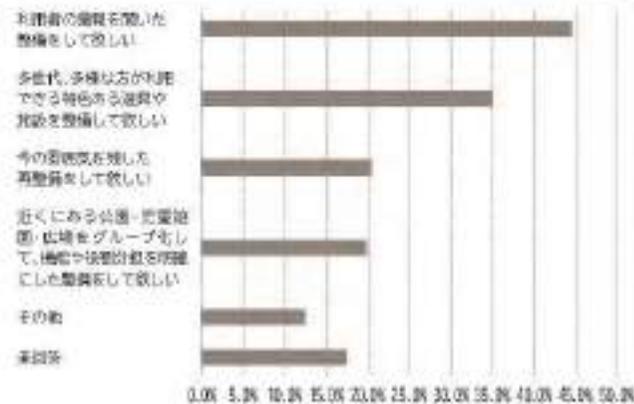
#### 普段の公園などの利用頻度



#### 千代田区内で利用頻度の多い公園など ※上位5公園の利用率の比較

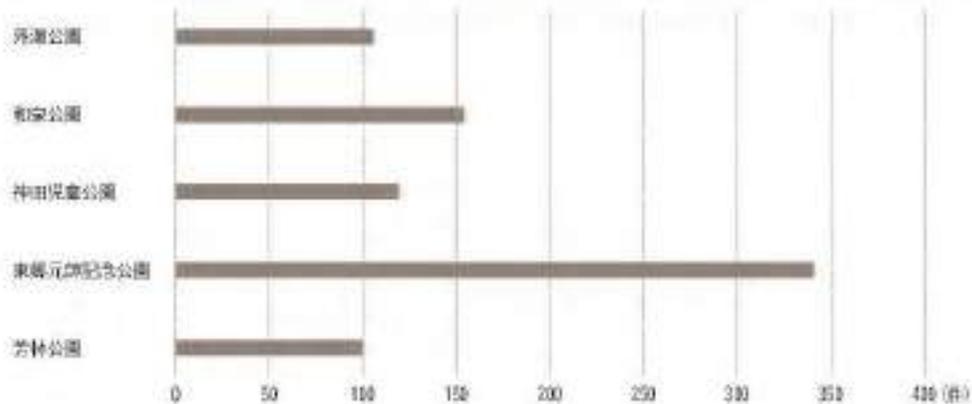


#### 身近な公園などを再整備する場合に考慮して欲しい事

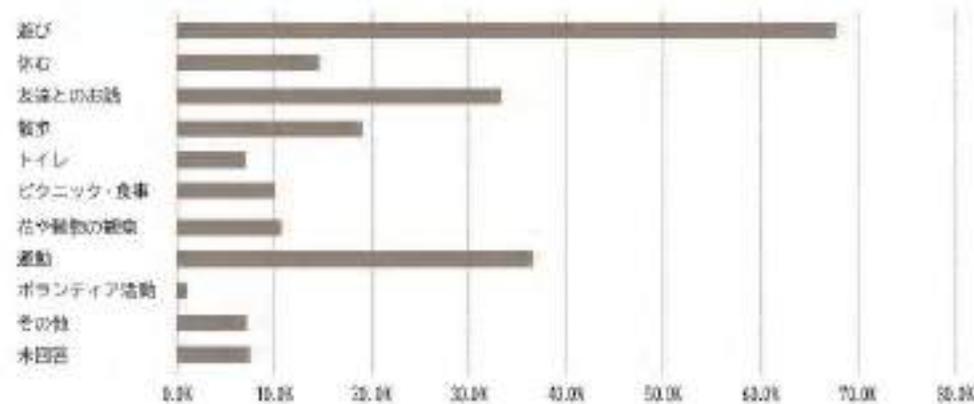


### 子どもへのアンケート

#### よく行く公園の名前 ※上位5公園の利用率の比較

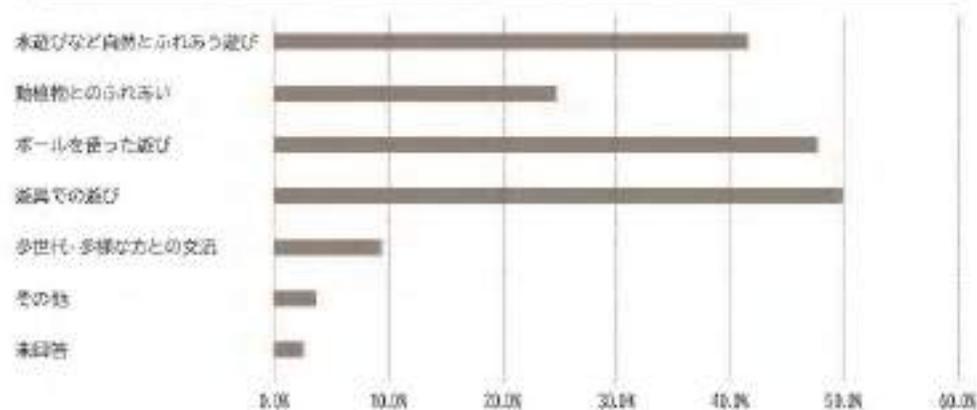


#### 公園の利用目的

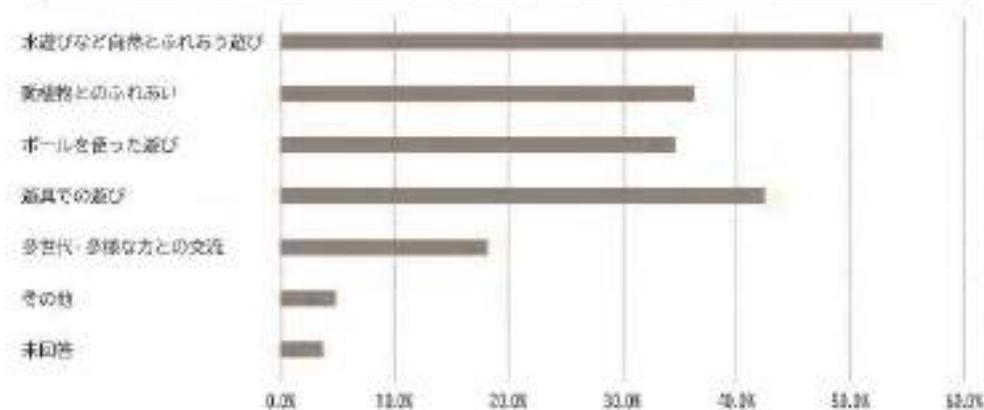


## 保護者・教職員へのアンケート

### 子どもにどんな遊びや学びをして欲しいか(保護者)

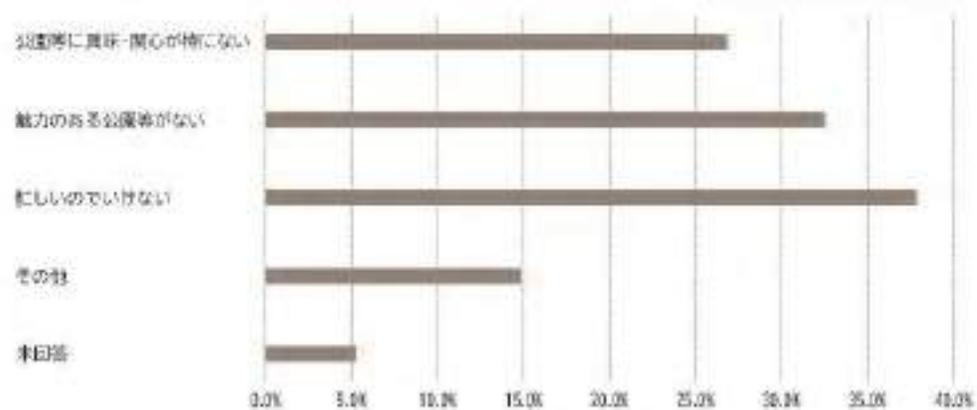


### 子どもにどんな遊びや学びをして欲しいか(教職員)



## 「区立公園を利用しない人」向けのWEBアンケート

### 公園を利用しない理由





## 千代田区公園づくり基本方針

---

発行 令和7年3月

編集・発行

---

千代田区環境まちづくり部道路公園課  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
Tel:03-5211-4240